資料６－３

児童虐待防止アクションプラン（2026～2030）

【最終案】



令和　　年　　月

岩手県要保護児童対策地域協議会

岩　　手　　県

【 目　　次 】

Ⅰ　はじめに　・・・・・・・・ 2

Ⅱ　児童福祉法改正等の動向　・・・・・・・・ 4

Ⅲ　児童虐待等の現状
　１　児童虐待相談対応の状況　・・・・・・・・ 7
　２　いわてこどもモニターへの調査結果　・・・・・・・・ 10
　２　児童虐待による死亡事案の検証から　・・・・・・・・ 14

Ⅳ　前プラン期間の取組実績　・・・・・・・・ 15

Ⅴ　アクションプランの取組内容　・・・・・・・・ 19
　１　虐待の発生を予防する　・・・・・・・・ 19
　２　虐待を早期に発見する　・・・・・・・・ 25
　３　虐待の相談機能と対応を充実させる　・・・・・・・・ 28
　４　虐待の再発防止と自立を支援する　・・・・・・・・ 33
Ⅵ　アクションプランの取組主体　・・・・・・・・ 36

付　児童虐待防止アクションプラン(2021～2025)取組実績一覧　・・・・・・・・ 40
　岩手県要保護児童対策地域協議会設置要綱　・・・・・・・・ 44

児童虐待の定義

（児童虐待の防止等に関する法律　平成 12 年５月 24 日号外法律第 82 号）

第２条　この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（18 歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。

１　児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

２　児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。

３　児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前２号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。

４　児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

Ⅰ　はじめに

1　アクションプランの趣旨・役割

児童虐待件数は全国的に増加しており、県内においても増加傾向にあります。

県では、平成 17 年９月に本県独自の「児童虐待防止アクションプラン」を策定し、５年ごとの見直しを行い、いわて県民計画との整合を図りつつ、児童虐待防止対策を進めてきましたが、県内においても不幸な虐待死亡事例が発生しています。

県民が、児童虐待は重大な人権侵害であるとともに、常にこどもの命の危険が伴っているという認識に立つ必要があります。すべてのこどもが安心して暮らすことができる社会づくりに向けて、地域住民の協力をいただきながら、こどもに関係するあらゆる機関が連携を強化し、責任と役割分担を明確にした上で児童虐待の防止と対策に取り組む必要があります。

本プランは、児童虐待を防止するため、県民、県、市町村、児童福祉関係機関・施設等が緊密な連携のもと、虐待の発生予防から早期発見・早期対応、再発防止・自立支援に至るまでの切れ目のない施策や活動を的確に実施するため、令和３年３月に策定した「児童虐待防止アクションプラン（2021～2025)」（以下、「前プラン」という。）の取組実績を踏まえ、令和８年度以降に関係機関等が担うべき役割と具体的に取り組み、実践するための行動計画として、「いわてこどもプラン（2025～2029)」の個別計画に位置づけ、策定するものです。

あわせて、前プラン策定後の児童福祉法改正内容やこども家庭庁支援局虐待防止対策課が作成した「こども虐待対応の手引き（令和７年 12 月改正版)」を反映させたほか、本プランの策定に当たっては、いわてこどもモニターや社会的養護経験者等、こども・若者からの声を聴き、いただいた意見を踏まえて策定を行いました。

2　本プランの支援の対象者

児童福祉法の対象である 18 歳未満のこども※1（措置延長等 18 歳以降も継続して支援が必要な者も含む）及びその保護者（「特定妊婦※2」等妊娠中の女性を含む）

※1　プラン中の表記は、特別な場合（法令に根拠がある語を用いる場合や固有名詞を用いる場合、他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる場合など）を除き、原則として、平仮名表記の「こども」を用います。
※2　出産後の養育について、出産前において特に支援を行うことが必要と認められる妊婦のことをいいます。

3　本プランの目指す姿と施策の基本方向

＜目指す姿＞

いわてのこどもたちが虐待で命を失ったり、傷つくことのない社会を目指します。
親もこどもも支えられ、こどもたちの SOS を受け止めることができる環境をつくります。
こどもの権利が尊重される岩手県を目指します。

目指す姿を達成するために、４つの施策の基本方向を定めて取り組んでいきます。

施策の基本方向

Ⅰ　虐待の発生を予防する

Ⅱ　虐待を早期に発見する

Ⅲ　虐待の相談機能と対応を充実する

Ⅳ　虐待の再発防止と自立支援

４　計画期間

計画期間は、令和８年度から令和 12 年度までの５年間とします。

なお、本プランは、毎年度、その取組状況等を確認するとともに、国の動向や県内の状況変化などを踏まえ、適時見直しを行います。

５　進行管理

本プランの推進に当たっては、岩手県要保護児童対策地域協議会の調整機関である岩手県保健福祉部子ども子育て支援室において、取組状況などの報告を行います。

また、同協議会において毎年度評価を行い、必要に応じて事業の見直しや強化を行います。

Ⅱ　児童福祉法改正等の動向

こども等に対する家庭及び養育環境の支援強化と、こどもの権利擁護が図られた児童福祉施策を推進するため、児童福祉法等の一部改正や子ども・若者育成支援推進法が改正されました。

１　児童福祉法等の一部を改正する法律（令和４年法律第 66 号）

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うことを目的として、法改正が行われました。

（１）子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充

市町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・こどもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センターの設置や、身近な子育て支援の場（保育所等）における相談機関の整備に努めること、こども家庭センターは、支援を要するこどもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）を作成すること等が示されました。

また、訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業が新設され、これらを含む家庭支援の事業について市町村が必要に応じて利用勧奨・措置を実施することとされました。

（２）一時保護施設及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上

一時保護施設の設備・運営基準を策定して、一時保護施設の環境改善を図ることとされました。また、児童相談所による支援の強化として、親子再統合の事業の実施や、里親支援センターを児童福祉施設として位置づけること等が示されました。

（３）社会的養育経験者に対する自立支援の強化

児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限を弾力化し、社会的養育経験者等を通所や訪問等により支援する拠点を設置する事業が創設されました。

（４）児童の意見聴取等の仕組みの整備

児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に児童の意見・意向を徴取した上で、児童の最善の利益を考慮した措置を行うよう、都道府県は児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行うこととされました。

（５）一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入

児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合等を除き、事前又は保護開始から７日以内に裁判官に一時保護状を請求する手続を設けることとされました。

（６）こども家庭福祉の実務者の専門性の向上

児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について十分な知識・技術を有する者（こども家庭ソーシャルワーカー）が新たに児童福祉司の任用要件に追加されました。

（７）児童をわいせつ行為から守る環境整備

児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化を行うとともに、ベビーシ

ッター等に対する事業停止命令等の情報の公表や共有を可能とするほか、児童福祉施設等の運営について、国が定める基準に従い、条例で基準を定めるべき事項に児童の安全の確保を加えるなど所要の改正を行うことが示されました。

２　子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和６年法律第 47 号）

子ども・若者育成支援推進法が改正され、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーが明記されました。

関係機関等はヤングケアラーの状況を把握するよう努める必要があり、特に住民に最も身近な市町村においては、支援対象を把握することを目的としたヤングケアラーの実態把握を定期的に実施することが重要であるとされました。

また、18 歳未満のヤングケアラーである児童のうち、要支援児童等に該当する児童については、市町村のこども家庭センター等においてサポートプランを作成し、包括的かつ計画的な支援を行うこととされました。

３　児童福祉法等の一部を改正する法律（令和７年法律第 29 号）

虐待を受けた児童等への対応の強化を図るため、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等の創設、一時保護委託の登録制度の創設及び児童虐待を行った疑いのある保護者に対する一時保護中の児童との面会制限等に関する規定の整備が行われました。

（１）保育所等の職員による虐待に関する通報義務等について

保育所等の職員による虐待について、児童福祉法等を改正し、児童養護施設等の職員による虐待と同様、下記の規定が設けられました。

・虐待を受けたと思われる児童を発見した者の通報義務
・都道府県等による事実確認や児童の安全な生活環境を確保するために必要な措置
・都道府県等が行った措置に対する児童福祉審議会等による意見
・都道府県による虐待の状況等の公表
・国による調査研究　等

また、もっぱら保護者と離れた環境下において、児童に保育や居場所の提供等を行う以下の施設・事業を通報義務の対象として追加されました。

【対象施設・事業】保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、乳児等通園支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、児童育成支援拠点事業、母子生活支援施設、児童館

（２）一時保護委託登録制度の創設について

児童福祉施設、里親等以外の者が一時保護委託を受ける場合の登録制度を創設するとともに、当該登録を受けた者をこども性暴力防止法の学校設置者等として位置付けることとされました。

（３）一時保護児童と保護者との面会等制限の強化

一時保護児童と保護者との面会等制限について、児童虐待が行われた場合に加え、児

童虐待を行った疑いがあると認められる場合も、児童の心身に有害な影響を及ぼすおそれが大きいと認めるときに、保護者の同意がなくとも面会等制限が可能となりました。併せて、意見聴取等措置の実施対象に、児童虐待防止法第 12 条に基づく面会等制限を行う場合や行わないこととする場合を加えることとされました。

Ⅲ　児童虐待等の現状

１　児童虐待相談対応の状況

（１）児童虐待相談対応件数の推移

県内の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、平成 27 年度以降大幅な増加がみられ、令和５年度には 1,800 件を超えています。

市町村では 500 件前後で推移していた児童虐待相談対応件数が、平成 30 年度に急増し、令和元年度は若干減少したもののその後も増加傾向となっています。

虐待種別の状況は、こどもの面前におけるＤＶ（以下、「面前ＤＶ」という。）を含む「心理的虐待」が最も多く、全体の約６割を占め、次に「身体的虐待」、「ネグレクト」の順に多くなっています。

相談対応件数の増加については、児童虐待防止対策の啓発により県民全体の理解が高まり通告につながっていることや、児童相談所と警察との連携強化により面前ＤＶ等が通告につながっていること等が背景にあると考えられます。

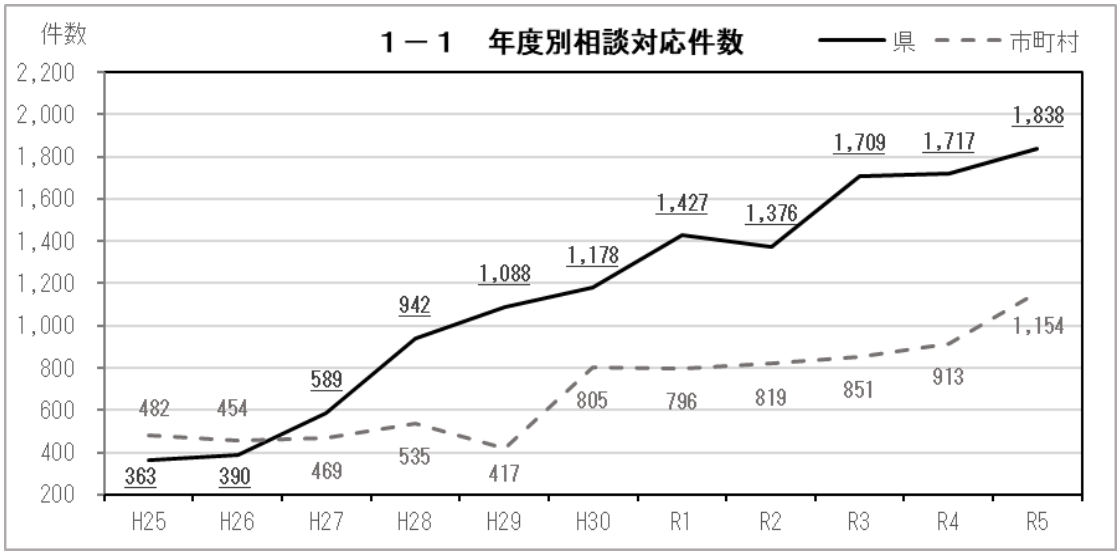

出典）各年次　福祉行政報告例

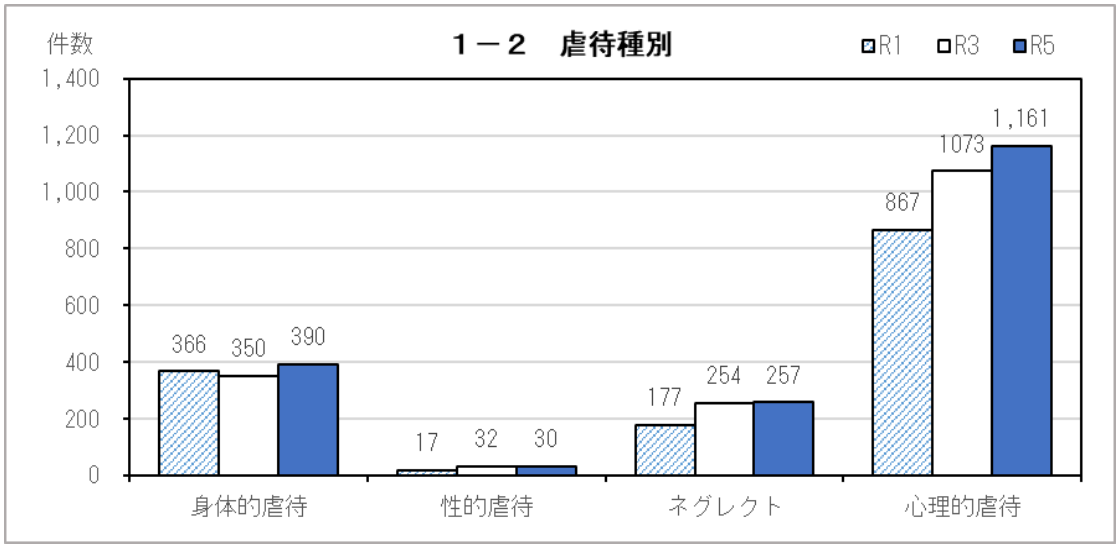

出典）各年次　福祉行政報告例

（２）児童虐待相談対応の状況

児童相談所における各年齢区分別の相談対応件数の状況をみると、「小学生」が最も多く、次いで「３歳～学齢前」、「中学生」の順に割合が高くなっています。 中でも「小学生」は令和５年度に令和３年度比で 19%の増加がみられました。小学生以下の相談対応件数が目立つ一方で、近年は中高生の相談も増えています。

主たる虐待者については、「実父」が多く、面前ＤＶによる心理的虐待の相談対応が多いことと関連しているものと考えられますが、年々「実母」の割合が増えてきています。

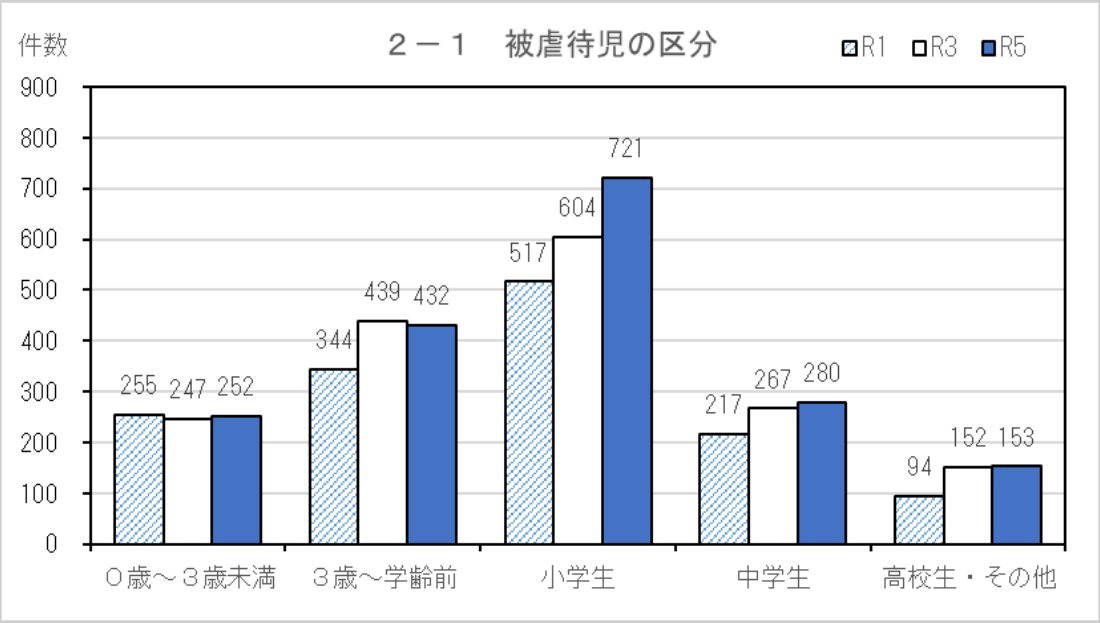

出典）各年次　福祉行政報告例

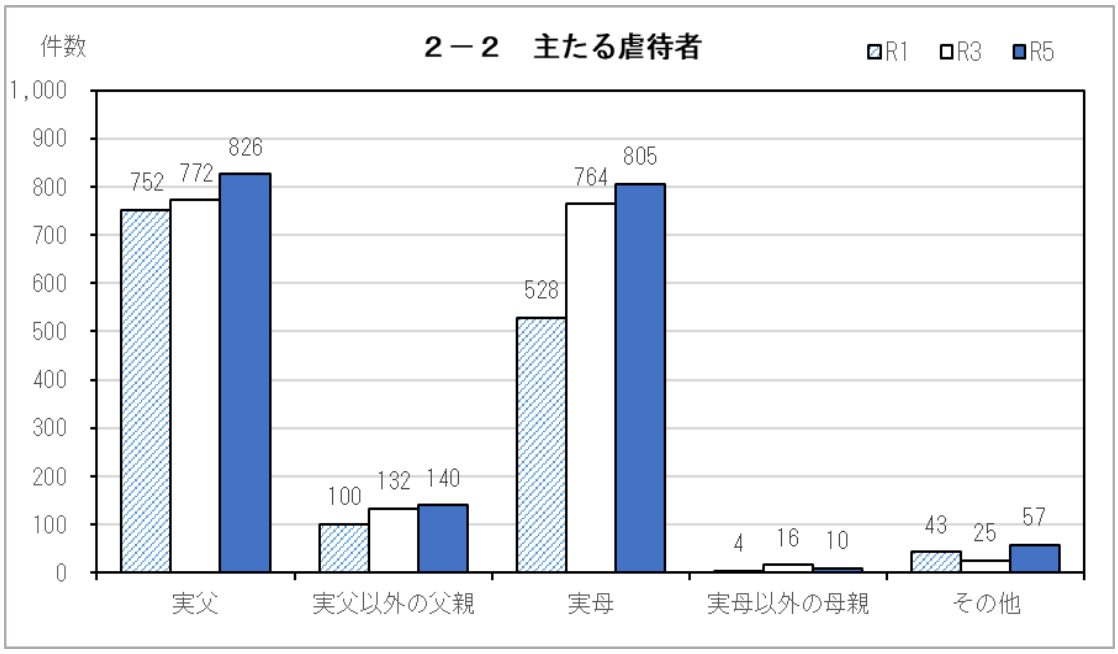

出典）各年次　福祉行政報告例

（３）通告経路と対応の状況

児童相談所に対する児童虐待の通告経路としては、「警察等」が全体の４～５割と最も多くなっています。次いで、「学校等」となっており、関係機関からの通告が多くなっています。

相談対応の状況は、１～数回の調査・相談指導を行う「助言指導」の割合が最も多く、次に中・長期的に相談支援を行う「継続指導」となっており、在宅での支援の全体に占める割合が大きくなっています。令和３年度と令和５年度を比較すると、「助言指導」の割合が減り、「継続指導」の割合が増えています。

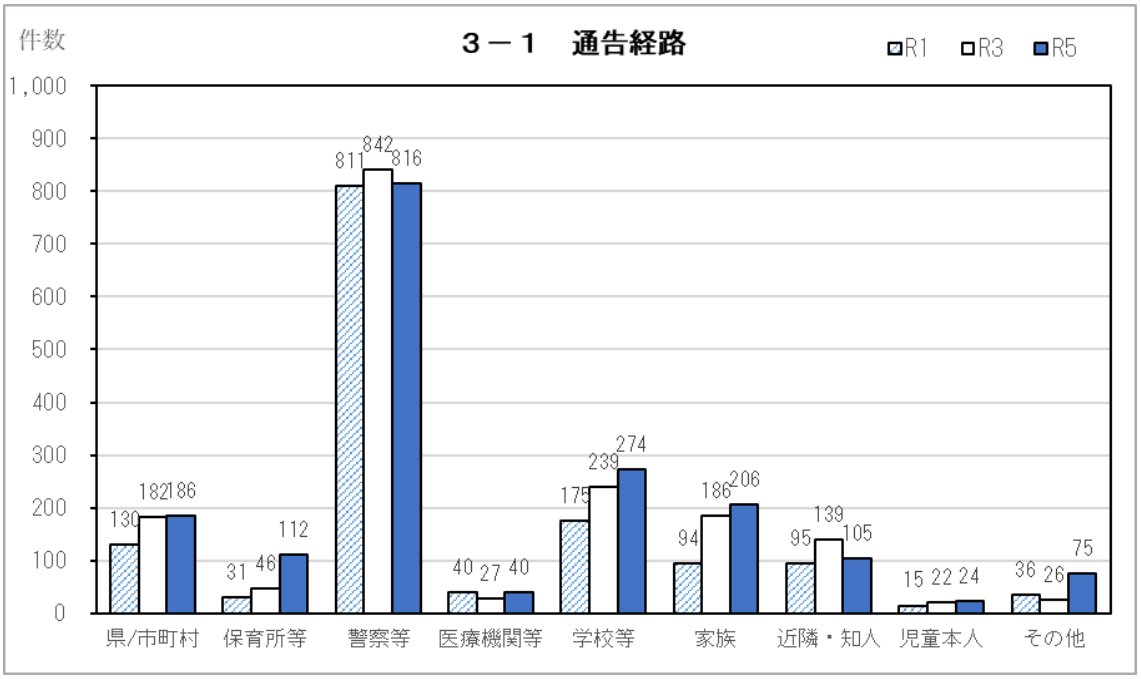

出典）各年次　福祉行政報告例

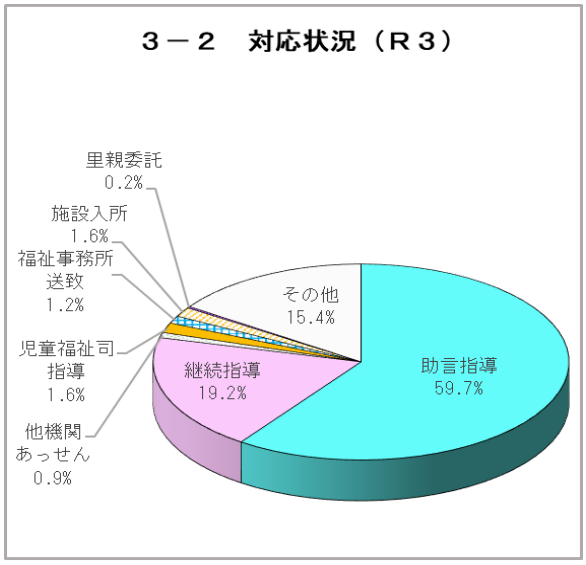

出典）令和３年度　福祉行政報告例

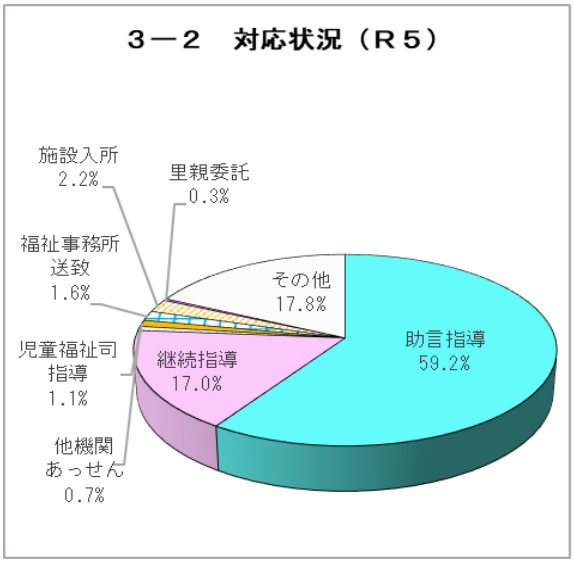

出典）令和５年度　福祉行政報告例

2　いわてこどもモニターへの調査結果

（１）　アンケートの概要

アンケート期間	令和７年９月２日(火)～９月 25 日（木）
回答者数	105 人(内訳：小学生 52 人、中学生 30 人、高校生 23 人)
回答率	94.6%
アンケート方法	インターネットによるモニター調査
テーマ	こどもの権利が守られ、こどもが大切に育てられる岩手を目指すために

（２）　アンケート結果

■あなたは、こどもの権利を世界のみんなが守るために決められた「こどもの権利条約」を知っていますか(1つ選択)

選択肢	人数	%
① 内容をよく知っている	13	12.4%
② 内容を少し知っている	27	25.7%
③ 名前だけ聞いたことがある	26	24.8%
④ 知らない	39	37.1%

・ こどもの権利条約について、「内容をよく知っている」は 13 人（12.4%）にとどまりました。
・ 一方で、「内容を少し知っている」27 人（25.7%）と「名前だけ聞いたことがある」26 人（24.8%）をあわせると、半数をこえる人が存在を知っていることがわかります。
・ ただし、「知らない」と答えた人も 39 人（37.1%）と多く、今後さらに広めていく必要があります。

■こどもの大切な権利をうばう「虐待」について、あなたが「虐待」だと思うことはなんですか(複数選択)

選択肢	回答数	%
① たたかれたり、けられたりする	96	91.4%
② 物をなげられる	83	79.0%
③ 大声でどなられる	67	63.8%
④ 家の外にしめだされる	87	82.9%
⑤ 何度もいやなことや悪口を言われる	78	74.3%
⑥ 無視される	76	72.4%
⑦ いやなのに体をさわられたり、見られたりする	78	74.3%
⑧ ごはんを食べさせてもらえない	96	91.4%
⑨ 病気でも病院につれて行ってもらえない	84	80%
⑩ 車の中で長い時間ほうっておかれる	82	78.1%
⑪ こどもの前で家族に暴力をふるう	75	71.4%

・ 「たたかれたり、けられたりする」「ごはんを食べさせてもらえない」はともに 96 人（91.4%）で、９割以上の人が虐待にあたると考えています。
・ いずれの行動も虐待ととらえる人が６割をこえており、さまざまな行動がこどもの大切な権利をうばうことにつながると考えられていることがわかります。

■もしあなたが「虐待だと思う」と答えたことを大人にされたとき、だれに相談したいですか（複数選択）

選択肢	回答数	%
① 学校の担任の先生	34	32.4%
② 担任以外の学校の先生（部活の先生など）	18	17.1%
③ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー	29	27.6%
④ 保健室の先生	25	23.8%
⑤ 友だち	53	50.5%
⑥ 親	52	49.5%
⑦ おじいちゃん・おばあちゃん	36	34.3%
⑧ きょうだい	30	28.6%
⑨ しんせき（おじさん・おばさん・いとこなど）	17	16.2%
⑩ 近所の大人	2	1.9%
⑪ 交番の警察官	27	25.7%
⑫ こどものための相談窓口の人	34	32.4%
⑬ ＳＮＳで知り合った人	1	1.0%
⑭ その他	2	1.9%
⑮ 相談したい人はいない	3	2.9%

・ 虐待を受けたときの相談相手として、「友だち」が 53 人（50.5%）と最も多く、ついで「親」が 52 人（49.5%）となっています。また、「おじいちゃん・おばあちゃん」や「学校の担任の先生」など身近な信頼できる大人をあげる人も多くみられました。
・ 一方で、「こどものための相談窓口の人」「スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー」「交番の警察官」など、公的な相談先を選ぶ人も３割くらいいました。
・ 「その他」では、『ＡＩ』、『友達の場合は、本当になんでも話すことができる友達』などの回答がありました。

■虐待がおこらないような社会にするために、大人たちはどんなことをすればよいと思いますか（複数選択）

選択肢	回答数	%
① 虐待についてたくさんの人に知ってもらうための活動をする	57	54.3%
② こどもに関わる大人に「こどもの権利」について教える	55	52.4%
③ 親が子育てで大変なときに使えるサービスを増やす	68	64.8%
④ 子育て中の親が一人でもこまらないように交流の場を増やす	57	54.3%
⑤ 親がこまったときに安心して相談できる場を増やす	79	75.2%
⑥ こどもがこまったときに安心して相談できる場を増やす	62	59.0%
⑦ その他	6	5.7%

・ 虐待がおこらないような社会にするために必要なことについて、「親がこまったときに安心して相談できる場をふやす」が 79 人（75.2%）と最も多くなりました。
・ ついで、「親が子育てで大変なときに使えるサービスをふやす」や「こどもがこまったときに安心して相談できる場をふやす」など、支援サービスや相談場所をふやすことが大切だと考える人も多いことがわかりました。
・ 「その他」では、『虐待しないように経済的な余裕と心の余裕を持つ』などの回答がありました。

■虐待を受けているかもしれないこどもを助けるために、大人たちはどんなことをすればよいと思いますか（複数選択）

選択肢	回答数	%
① こどもが「虐待」について知ることができるような活動をする	60	57.1%
② こどもが相談したときにちゃんと話を聞いてくれる人を増やす	79	75.2%
③ こどもに「虐待」について相談できる人や場所があることを教える	69	65.7%
④ こどもに「相談はわるいことでも、はずかしいことでもない」と伝える	59	56.2%
⑤ こどもは誰でも権利を持っていることを教える	60	57.1%
⑥ こどもが名前を言わなくても SNS などで相談できるようにする	40	38.1%
⑦ その他	6	5.7%

・ 虐待を受けているかもしれないこどもを助けるために必要なこととして、「こどもが相談したときに、ちゃんと話をきいてくれる人をふやす」が 79 人（75.2%）と最も多くなりました。

・「こどもに虐待について相談できる人や場所があることを教える」「こどもに相談することはわるいことでも、はずかしいことでもないと伝える」など、こどもが安心して声をあげられる環境づくりを重視する回答も多くみられます。
・「その他」では、『相談電話を、学校や公民館などのあまり人に聞かれないところにこっそりおく』という回答がありました。

コラム　子どもの権利条約について
～こどもの権利擁護と児童虐待防止の関連～

子どもの権利条約は、世界中どこで生まれても、こどもが生まれながらに持っている権利を定めた条約です。全てのこどもは、「児童の権利に関する条約」の精神にのっとり、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が図られることなどを保障される権利があります。こどもの健やかな成長に影響を及ぼす児童虐待の防止は社会全体で取り組むべき重要な課題です。

＜こどもの権利の大切な４つの考え方＞

●差別のないこと

すべてのこどもは、こども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況など、どんな理由でも差別されません。

●命を守られ成長できること

すべてのこどもの命が守られ、持って生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

●こどもにとって最も良いこと

こどもに関することが決められ、行われるときは「そのこどもにとって最も良いことは何か」を第一に考えます。

●意見を表明し参加できること

こどもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、大人はその意見をこどもの発達に応じて十分に考慮します。

【参考】こども家庭庁「こどもの権利の普及啓発」

３　こども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第 21 次報告）

こども家庭庁が、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市に対する調査により把握した、令和５年４月１日から令和６年３月 31 日までの間に発生、又は表面化した児童虐待による死亡事例は、「心中以外の虐待死」が 48 人（うち、18 人は虐待による死亡と断定できないと報告のあった疑義事例）ありました。死亡時点のこどもの年齢は「０歳」が 33 人(68.8%)と最も多く、このうち「日齢０日児」が 16 人(48.5%)を占めていました。主たる加害者は「実母」が 19 人（39.6%）と最も多く、妊娠期・周産期における問題としては、「予期しない妊娠」、「妊婦健康診査未受診」、「妊娠届の未提出」等があげられています。

また、「心中による虐待死」12 例 17 人においては、特徴としては「３歳未満」が５人(29.4%)と多く、主たる加害者は「実母」が９人(52.9%)、加害の動機は「保護者自身の精神疾患や精神不安」が３人(17.6%)となりました。

この調査結果を踏まえ、地方公共団体へ以下のような提言がされています。本報告の提言を受けて、本県においてもより一層、児童虐待の発生予防やこどもの命を守る社会づくりをすすめていく必要があります。

第 21 次報告を踏まえた地方公共団体への提言	
１　虐待の発生予防及び早期発見	１）母子保健活動の強みをいかした家族全体への予防的な支援 ２）予防的支援の対象事例としてサポートを開始する意識の向上 ３）問診を機能的な情報収集や支援関係を構築する機会に転換 ４）保健と福祉の一体的な予防的支援の視点の強化
２　事例の特性を踏まえた対応	１）受傷機転の説明に一貫性がなく、虐待による乳幼児頭部外傷が疑われる場合の対応 ２）保護者を支えるための支援者の豊かな共感性と伴走支援
３　こどもの声を尊重した対応	１）こどもの思い・声・ニーズを汲み取り、こどもを中心においたアセスメントの実施 ２）こどもの声を尊重する支援への共通理解と実践の定着
４　関係機関の連携及び協働による切れ目のない支援	１）転居事例における支援ニーズの把握、母子保健の強みを活かした家庭訪問の実施 ２）支援機関が陥りやすいバイアスを意識した情報収集と連携によるアセスメントの実施 ３）児童相談所と虐待対応担当部署との効果的な役割分担による初期調査と再アセスメント ４）きょうだいの死亡事例を踏まえた児童相談所と関係機関とのパートナーシップ ５）特定機関の判断に委ねず、専門性を持ち寄った協議による支援方針の合意形成と関係性の構築 ６）①「児童虐待防止医療ネットワーク事業」の活用と「要保護児童対策地域協議会（要対協）」などにおける医療機関と関係機関の連携の在り方の見直し ②医療機関と市区町村及び児童相談所の連携の強化

【出典】こども家庭庁「こども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第 21 次報告）」

Ⅳ　前プラン期間の取組実績

前プランの計画期間のうち、令和３年から令和６年までの４か年の実績報告等を踏まえ、次のとおり取組状況と課題を整理しました。

１「虐待の発生を予防する」

○　オレンジリボンキャンペーン等の実施により、虐待対応ダイヤル「189」の周知が進み、通告件数は増加しています。面前ＤＶを含む心理的虐待の件数が増加していることから、女性に対する暴力をなくす運動など、ＤＶ関連の周知活動と一体的に取り組む必要があります。

【関連指標】1－(1)-③オレンジリボンキャンペーン（児童虐待防止の普及啓発）の実施

○　令和４年児童福祉法改正を受け、令和６年４月から、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」の設置が進んでいます。令和７年４月１日時点で 25 市町村に設置されていますが、すべての市町村で、妊娠期から切れ目のない支援ができるよう、地域ごとの体制づくりを推進する必要があります。民間団体とも連携しながら、予期せぬ妊娠などさまざまな困難を抱える女性に対する支援と連携した取組を進める必要があります。

【関連指標】１-（２）-①総合的な相談支援機能の充実

○　地域子ども・子育て支援事業の実施状況は市町村ごとに差がある状況ですが、地域ごとに社会資源を整え、支援が必要な世帯には、こども家庭センターがサポートプランを作成し、継続した支援を提供していくことが必要です。

【関連指標】１-（３）-④預かり支援（一時保育、病児保育、ショートステイ、トワイライトステイ）の実施

○　ヤングケアラーについては、令和６年子ども・若者育成推進法の改正により、市町村において実態把握を行うこととされました。市町村の要保護児童対策地域協議会で対応しているこどものうち、ヤングケアラーと思われるこどもの数は令和６年度 41 人でした。今後も全ての市町村において適切に実態把握がされるよう、市町村の取組に対する支援が必要です。

【関連指標】１-（３）-⑤貧困状態にあるこどもの実態把握と関係機関との情報共有

○　東日本大震災津波※3 により被災したこどもの多くは、震災そのものによるトラウマやストレス等を抱えている他、地域全体が被災したことによる環境の大きな変化や、親の心身の不調による影響等も受けており、中長期的なこころのケアなどの支援が必要です。

併せて、東日本大震災津波におけるこどものこころのケアの経験から得られた知見や構築された支援体制を活かし、被災体験の有無に関わらず、逆境的な経験を持つこどもや保護者に、トラウマインフォームドケアの視点を持って支援する必要があります。

【関連指標】１-（３）-⑩東日本大震災津波の被災体験等に配慮した相談支援の推進

コラム　トラウマインフォームドケア
～困難を抱えるこどもや親のこころのケア～

トラウマインフォームドケア（ＴＩＣ）とは、普段支援しているこどもに「トラウマがあるかもしれない」という観点をもって対応する支援の枠組みです。東日本大震災津波から15年が経過しましたが、直接被災を経験していなくても、被災生活の長期化によるストレスなどにより、依然として心のケアが必要なこどもがいます。県では、こどもの支援に関わる支援者に対してトラウマインフォームドケアに関する研修も実施しています。東日本大震災津波におけるこどものケアの経験から得られた知見や構築された支援体制は、様々な困難を抱えるこどもへの支援として、これからのこどもの支援に活かしていきます。

※3　本県においては、「東日本大震災津波」と県独自の呼称を用いていますが、津波による被災者のみを指すものではありません。

２「虐待を早期に発見する」

○　これまで学校や保育施設など、こどもと接する機会の多い機関へ継続的に児童虐待に関する研修や連携を行ってきました。これにより児童相談所や市町村で受け付けた虐待通告件数は増加しています。研修の継続により児童虐待に対する関係者の理解が深まり、早期発見に対する意識付けが強化されていくものであるため、今後も取組を継続していく必要があります。

【関連指標】２-（２）　学校、医療機関、施設等における早期発見

○　各市町村においては、税滞納が続くなど、生活困窮が懸念される世帯にこどもが含まれている場合、要保護児童対策地域協議会への情報提供により必要な支援へつなげられるよう、市町村内部の連携を促進することとしています。このほかライフライン関係機関や民間団体・企業等との連携も増加しています。

今後、ヤングケアラーや困難な問題を抱える女性などの相談窓口でも虐待の早期発見につながる情報を把握する場合が考えられることから、市町村や児童相談所等の通告先となる機関との連携を進めていく必要があります。

民間団体も含む関係機関との連携と情報共有の場としては、要保護児童対策協議会を活用するなど、地域の事情に応じた取組の検討が進められるよう、県は、市町村の取組について助言を行う必要があります。

【関連指標】２-（１）-④市町村内部における連携の促進
⑤ライフライン関係機関との連携
⑥民間団体・企業等との連携

３「虐待の相談機能と対応を充実する」

○　虐待対応に当たり、警察と現場対応の訓練や連絡会議を実施したほか、司法機関、医療機関、配偶者暴力相談支援センターとも会議等を通じて継続的に連携を深めています。今後も切れ目のない支援が可能となるよう継続した連携が必要です。

【関連指標】３-（１）機関連携及び体制整備①学校・教育委員会
②警察
⑤医療・歯科医療機関との連携強化

○　児童相談所の児童福祉司の配置数は令和３年度の 54 人から令和６年度は 61 人、児童心理司の配置数は令和３年度の 23 人から令和６年度は 28 人と計画的に増員を進めています。一方で、若手職員の増加に伴う育成の課題があり、困難ケースの支援に対するスーパービジョンができる体制づくりのため、引き続き職員の育成研修に取り組んでいく必要があります。

【関連指標】３-（３）-①専門職員の拡充等による児童相談所の体制強化

○　児童相談所の専門性を生かし、児童相談所主催の関係機関職員の対応力向上のための研修を実施していますが、受講者数が着実に増加しています。今後も市町村や関係機関での相談機能等の向上のため、実施を継続していく必要があります。

【関連指標】３-（３）-⑨関係機関職員の研修受講による対応力の向上に向けた支援

○　社会的養護を必要とするこどもが、家庭的な養育環境で養育されるよう里親養育を推進するため、県では令和４年度から里親養育包括支援事業を実施し、児童相談所や施設の里親支援専門相談員、岩手県里親会と連携して里親の支援を行ってきました。

令和７年度からは児童福祉施設である里親支援センターが開設され、児童相談所とともに里親支援を行っています。また「岩手県社会的養育推進計画（2020～2029）」を令和６年度に見直しを行ったところであり、新たな計画に基づいて、社会的養護を必要とするこどものための取組を推進していく必要があります。

【関連指標】３-（５）-②家庭的な養育の推進

○　児童相談所や児童養護施設等では一時保護や被措置児童の権利擁護のため、こども自身の意見を聴取できるよう意見の聴き取りなどの機会の確保をしています。

県では令和６年度から「こどもの権利擁護環境整備事業」を実施し、児童養護施設や児童相談所に、施設や児童相談所から独立した立場にある意見表明等支援員（アドボケイト）が訪問して、こどもたちの意見表明に関する支援を行う取組を開始しました。

こどもの権利が守られるよう取組を継続していく必要がありますが、意見表明等支援員による支援を受けられるこどもはまだ一部であり、措置された先に関係なく、支援が受けられる環境の整備が必要です。

【関連指標】３-（５）-④被措置児童等の権利擁護の取組の充実

４「虐待の再発を防止する」

○　施設入所や里親委託の際は、児童相談所や児童養護施設等で自立支援計画を作成し、支援目標について、関係機関と共有した上で支援をしています。

　今後も、一人ひとりのこどもや家庭に合わせた自立支援計画を作成するとともにこどもや家庭の状況の変化に合わせて、随時、計画の見直しに取り組む必要があります。

【関連指標】４-（１）-①自立支援計画に基づく家族再統合の取組み

○　児童相談所では家族再統合に向けた支援や家族交流を実施し、施設入所や里親委託となったこどもとその家族を支援しています。今後もこどもが家庭へ戻った場合に虐待の再発がないよう、親子再統合の取組など、切れ目のない支援を継続していく必要があります。

【関連指標】４-（１）-②親子に対する支援プログラムの充実

○　市町村や児童相談所では、一時保護、施設措置・里親委託後の継続した支援や、里親委託により受け入れているこどもと養育里親への支援を実施しています。指標では、市町村が把握している一時保護件数や里親委託件数等を記載していますが、実際の措置件数と乖離があり、市町村と児童相談所の連携が十分とはいえません。

　要保護児童対策地域協議会を中心とし、委託・入所中から地域との情報共有や支援方針の検討を行い、円滑な家庭復帰とその後の継続的な支援に向けた連携を強化していく必要があります。

【関連指標】４-（１）-④要保護児童対策地域協議会による支援の継続

○　社会的養護自立支援拠点事業を実施する機関においては、施設退所等児童の自立に資するため、相談援助や就労支援等を実施しています。支援の実施回数は増加しており、社会的養護から移行したこどもや若者に対して、自立後の生活が安定するよう、今後も切れ目のない支援に取り組んでいく必要があります。

【関連指標】４-（２）-③自立・就労の安定化支援

Ⅴ　アクションプランの取組内容

本プランの目指す姿の達成に向けて、本県の現状・課題、関係法令や国の施策の方向性、そして当事者の声などを踏まえ、次の施策を進めます。あわせて、設定した参考指標により、取組の状況を把握します。

１ 虐待の発生を予防する

○　令和４年の児童福祉法改正では、相談支援体制の強化に加え、こどもの意見表明支援など、こどもの権利擁護体制の強化が規定されるとともに、こどもをわいせつから守る環境整備（日本版ＤＢＳ）が規定されました。

○　また、令和６年の子ども若者支援推進法の改正により、ヤングケアラーが支援対象として明記されたことから、ヤングケアラーなど支援を必要とするこどもや家庭の早期発見や早期対応を進めていきます。

○　育児不安やストレスの増大、子育ての孤立化は児童虐待の大きなリスクとなります。市町村のこども家庭センターをはじめとした、母子保健と児童福祉との連携による妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援体制の整備、家庭支援事業の充実、予期せぬ妊娠など困難を抱える女性への支援体制を整備します。

○　家族全体や地域で子育てする意識の醸成を図るとともに、民生委員・児童委員や主任児童委員、ボランティア、子育て支援組織、民間支援団体などの地域の資源やネットワークを活用しながら、地域での気軽な相談対応、家庭訪問等のアウトリーチ型の支援、一時預かり事業、乳児等通園支援事業など地域の子育て支援の充実に努めます。

○　平成 23 年３月 11 日に発生した東日本大震災津波から 15 年が経過し、被災地域の復興が進んできていますが、被災体験のフラッシュバックやストレスにさらされ続けることによる心身の不調など、依然として心のケアが必要とされています。これまでの被災したこどもたちへの支援の経験を踏まえ、逆境的な経験を持つこどもたちや保護者等へのトラウマインフォームドケアの実施を推進します。

（１）周知と啓発等

項　目	取組の主体	内　容	指　標
①　児童虐待防止に向けた普及啓発の実施	県本庁	児童虐待の防止について、こどもに関わる支援者も含めた県民全体の関心を高めるとともに、児童虐待の実態や児童に及ぼす影響、こどもの権利擁護、体罰の禁止、通告義務の他こどもを守るための仕組み等について周知するため、マスメディアやＳＮＳ等を活用した啓発活動を実施する。	・広報・啓発活動の実施回数

②　オレンジリボンキャンペーン（児童虐待防止推進月間）の実施	県本庁 児童相談所 広域振興局 市町村 民間団体	児童虐待防止推進月間（11 月）を中心に、女性に対する暴力をなくす運動「パープルリボンキャンペーン」と連動し、街頭活動や講演会、シンポジウムなど、関係機関や団体とが連携した集中的な啓発活動	・講演会等参加者数 ・活動実施回数
③　こどもに対する人権教育の強化	県教育委員会 市町村教育委員会 学校 民間団体	こども自身がこどもの人権について理解し、自尊意識を高めるため、学校等における人権教育を実施する。	・学校における人権教育の実施率 (実施校/学校数)
④　県民等へのこどもの権利に関する啓発活動の実施	県本庁 広域振興局 市町村 学校 民間団体	県民全体のこどもの権利に関する理解を深めるため、広報や講座等を実施する。	・実施回数
⑤　児童虐待の実態と要因把握	県本庁 児童相談所 市町村	・県及び市町村の虐待相談（統計データ等）の現状分析等により児童虐待の実態と発生要因を把握する。 ・児童虐待による死亡・重大事案が発生した場合について検証を実施する。 ・上記の他、国の公表資料、死亡事例検証報告書を活用した研修等を実施する。	・研修会等の開催回数

（２）母子保健と児童福祉が一体となった支援活動の充実

項　目	取組の主体	内　容	指　標
①　総合的な相談支援機能の充実	市町村 民間団体 県本庁 児童相談所	・妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して、母子保健と児童福祉が一体となった総合的な相談支援を提供するするとともに、地域の関係機関が連携した包括的な支援体制の構築を図る。	・こども家庭センターの設置市町村数
②　思春期健康教育等の実施	市町村 保健所	若年出産のリスク、性感染症の胎児への影響、デートＤＶ、予期せぬ妊娠等についての出前講座等を実施する。	・出前講座等実施回数

③　中､高校生の乳児ふれあい体験の充実	市町村	こどもや家庭の大切さについて理解を深めるため、中・高校生を対象とした乳児とのふれあい体験を実施する。	・ふれあい体験の実施回数
④　思春期、妊娠、出産等の各ライフステージに応じた健康相談の充実	保健所 市町村 県本庁	性と健康の相談センター（保健所）において、妊娠、出産についての身体的､精神的な悩みを有する女性のための相談（妊産婦のメンタルヘルス､予期せぬ妊娠、避妊など）を実施する。	・妊娠等に関する相談件数
⑤　妊産婦・乳幼児健診未受診者対策の充実	市町村	妊娠の届出､妊産婦や乳幼児の健康診査の受診を推進し､未受診者に対して受診勧奨等の指導を実施するほか､必要に応じて特定妊婦又は要支援児童として要保護児童対策地域協議会に登録する等､より積極的な支援を行う。	・未受診者に対する訪問･面接･電話による指導実施率 ・要対協への登録件数
⑥　両親・母親学級の充実	市町村 医療機関	・妊娠、出産、育児等についての健康教育､相談活動のほか､児童虐待予防に係る内容を含めた研修･交流会を実施する。 ・研修等を通してＳＢＳ（乳幼児揺さぶられ症候群)､ＡＨＴ(虐待による乳幼児頭部外傷)の予防について周知する。	・研修・交流会等の実施回数
⑦　母子保健指導者研修の実施	県本庁	母子保健対策を充実するため､市町村等の母子保健指導者に対する研修会を実施する。	・研修会参加者数
⑧　産後うつ病対策の強化	市町村 保健所 医療機関	母親の心身の健康支援を行うため､３つの質問票（エジンバラ産後うつ病質問票､赤ちゃんへの気持ち質問票､育児支援チェックリスト)の活用によるアセスメントと相談対応、産後うつの理解促進 を強化する。	・３つの質問票によるアセスメント実施機関数

⑨　産前･産後ケアの充実	市町村 保健所 医療機関 民間団体	安心した出産や育児ができるよう、産前・産後サポート事業等の支援を行う。	・産前・産後サポート事業の利用実人数 ・産後ケア事業の利用実人数
⑩　乳児家庭全戸訪問事業の確実な実施	市町村	乳児のいるすべての家庭を訪問し、相談対応や情報提供を行うとともに、要支援家庭を把握する。	・家庭訪問実施率
⑪　岩手県周産期医療情報ネットワークシステムの推進	県本庁 市町村 医療機関	医療機関や市町村の連携を促進し、周産期医療や母子保健情報の共有を図りながら、妊婦のリスクに応じた適切な保健指導や相談支援等を実施する。	・市町村と医療機関との連携会議開催数 ・ケース会議の開催数
⑫　様々な困難を抱える女性への支援との連携	県本庁 女性相談支援センター 民間団体	予期せぬ妊娠など困難を抱える女性が相談に繋がる環境づくりについて、官民連携により取り組む。	・官民協働による困難を抱えた若年女性等支援事業における相談件数 ・女性相談支援センターにおける相談件数

（３）子育て家庭への支援の充実

項　目	取組の主体	内　容	指　標
①　子育て支援情報や相談機能の充実	県本庁 市町村 県教育委員会	・ホームページやＳＮＳ等を活用し、情報提供や相談機能の充実を図る。 ・こども家庭センター等における利用者支援事業や子育てサポートセンターなど、親子が気軽に利用できる場の提供や相談対応、子育て支援の人材育成の充実を図る。	・いわて子育てｉランドプラスホームページ閲覧件数 ・利用者支援事業の相談対応件数（実件数） ・子育てサポートセンター、子育て支援センター、すこやかメール相談/相談ダイヤルにおける相談件数 ・研修会の開催回数
②　訪問支援事業（養育支援訪問事業・子育て世帯訪問支援事業等）の充実	市町村	養育支援が特に必要な家庭を訪問し、専門的な相談支援のほか、家事支援や学習支援などを実施する。	・訪問事業（養育支援訪問事業、子育て世帯訪問支援事業）の実施件数（実件数）
③　一時預かり、病児保育、ショートステイ、トワイライトステイ、児童育成支援拠点事業の実施	市町村	病気、仕事などで養育が難しい場合、身近なところで気軽に子どもを預けられる体制整備を進める。	・一時預かり事業、病児保育事業、子育て短期支援事業、児童育成支援拠点事業の実施件数（実件数）

④　育児スキルの修得や良好な親子関係構築への支援の実施	市町村	こどもとの関わり方や子育てに不安や悩みを抱えている保護者がペアレントトレーニングや親同士の交流などにより親子間における適切な関係性の構築が図られるよう支援する。	・事業実施市町村数（親子関係形成支援事業）（実件数）
⑤　貧困状態にあるこどもの実態把握と関係機関との情報共有	市町村	経済的に生活が困難なこどもの状況を把握し、関係機関との連携により、こどもの健全育成を図る。	・児童が含まれる要保護世帯数 ・準要保護世帯数 ・ひとり親世帯数
⑥　ヤングケアラーの実態把握と関係機関との連携した支援の実施	県 市町村 民間団体	本来大人が担うような家事や家族介護等を過度に行っているヤングケアラーの実態を把握し、関係機関と情報共有を図るとともに、必要な支援につなげることによりこどもの権利擁護を図る。	・児童が含まれる家族介護等世帯（家族の病気や障がいにより家庭支援を要すると認められる世帯）数 ・ヤングケアラー相談支援事業における相談件数
⑦　病気や障がいなど特別な配慮を要するこどもの実態把握と関係機関との情報共有	市町村	病気や障がいにより特別な配慮を要するこどもの状況を把握し、関係機関との連携により、必要な養育支援とこどもの健全育成を図る。	・要対協に登録されている要支援・要保護児童のうち、配慮を要する児童数
⑧　地域子育て支援拠点事業の拡充	市町村	地域子育て支援センター等の活動の充実を図るため、研修実施等により、職員の資質向上を図る。	・研修実施・派遣回数
⑨　子育てサークル、母親クラブ、ＮＰＯの育成・支援	市町村 広域振興局	子育てサークルや子育て支援団体等の活動の充実を図るため、情報提供や団体の育成などを支援する。	・活動団体数
⑩　民生委員等における地域見守り活動等の充実	市町村	地域での見守りや身近な相談窓口として、民生委員・児童委員、主任児童委員、コミュニティソーシャルワーカーなどによる地域福祉活動を推進する。	・活動事例、子育てサロンの実施（主催・支援）数
⑪　東日本大震災津波の被災体験や幼少期の逆境的体験等に配慮した相談支援の推進	市町村 児童相談所 広域振興局 学校 教育委員会 医療機関	トラウマがこどもの発達にもたらす長期的影響に関する知見を踏まえ、震災そのものによるトラウマ体験等の有無にかかわらず、こどもと関わる全ての支援者がトラウマイン	・トラウマに関する研修参加者数

		フォームドケアの視点を持ち、こどもとその家族への支援を実施する。	

コラム　予期せぬ妊娠等の困難を抱えた女性への支援
～にんしんＳＯＳいわての取組と児童虐待防止の関連～

若年であったり予期せぬ妊娠など様々な事情を抱えた女性は、妊娠を周囲に打ち明けられなかったり、公的機関への相談のしづらさなどから、支援の手が届きにくい状況におかれています。

善友乳児院（社会福祉法人善友隣保館）では、令和４年に、民間助成を活用した公益事業として「にんしんＳＯＳいわて」を開設し、電話・メール・ＳＮＳによる 24 時間 365 日の相談対応、一時宿泊場所の提供や、医療機関受診や相談機関等への同行支援などを実施してきました。これまでの乳児院におけるこどもや母親への専門的な支援の蓄積を生かし、県内外から多くの相談に対応しています。特に 10 代や 20 代などの若年女性からの相談が多く、これまで公的な相談窓口に繋がりにくく、制度の狭間で支援の手が届きにくい現状があったことが明らかになりました。

困難を抱える若年女性への支援は、里親や児童養護施設などの社会的養護との繋がりも深く、包括的な支援を行うことにより、困難を抱える女性が県内どこにいても必要な支援が受けられるよう、官民連携によるネットワーク構築が進められています。

●にんしんＳＯＳいわての相談実績（電話、メール等）

令和４年度	令和５年度	令和６年度
60 件	98 件	104 件

にんしん SOS いわて

2　虐待を早期に発見する

○　児童虐待を早期に発見するためには、県民一人ひとりが児童虐待についての理解と認識を深めることが必要です。

○　本県では、平成 30 年に１歳９か月の男児が児童虐待により死亡するという痛ましい事案が発生しました。この事案を風化させることなく、地域で心配なこどもや家庭を発見した場合、市町村や児童相談所への通告や情報提供につなげられるよう、児童虐待についてのさらなる周知啓発に努めていきます。

○　日頃からこどもや家庭と関わる機会が多い学校職員、保育所・幼稚園等職員、保健・医療・福祉関係者等は、児童虐待の早期発見のキーパーソンです。早期発見には、こども自身が声を上げやすく、自ら支援を求めることができることと、こどもが相談した時にこどもの声を受け止めることが大切です。

○　ライフライン事業者・団体やこども食堂、ヤングケアラーや予期せぬ妊娠等困難な問題を抱える女性の相談窓口などにおいても、支援を必要とする家庭の生活状況の変化を把握しやすい立場にあります。

○　児童虐待の早期発見のためには、関係機関等の情報共有と要保護児童対策地域協議会への情報集約が重要であり、関係機関における見守り体制を充実させていくため、児童虐待に関する研修や情報提供等を実施し、関係者の資質向上が図られるよう努めていきます。

（１）地域における早期発見、見守り体制の充実

項　目	取組の主体	内　容	指　標
①　県民による早期発見と通告	県民	児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合、児童福祉法第 25 条第１項及び児童虐待の防止等に関する法律第６条第１項に基づき通告する。	・児相、市町村で受付けた児童虐待通告件数
②　民生委員・児童委員、主任児童委員、保健推進委員等の連携及び対応力の強化	民生委員・児童委員 主任児童委員 保健推進委員 県教育委員会 市町村教育委員会 学校 市町村 広域振興局（県本庁）	民生委員児童委員協議会等を活用した研修や情報共有等を行い、児童虐待防止に係る対応力や委員間の連携強化を図る。	・情報共有した件数 ・研修の実施回数
③　要支援児童、特定妊婦の早期把握と要保護児童対策地域協議会への登録	市町村	虐待リスクが高い家庭を早期に把握し、主任児童委員等の見守り活動を行うと共に、要保護児童対策地域協議会を積極的に活用し、早期に必要な支援を実施する。	・家庭訪問等を実施した要支援世帯数、特定妊婦数 ・要対協への登録件数
④　市町村内部における連携の促進	市町村	税滞納が続くなど、生計や家庭生活が懸念される世帯に	・市町村内部で連携した市町村数

		児童が含まれている場合やこどもからの相談を受けた場合など、要保護児童対策地域協議会への情報提供により必要な支援へつなげられるよう市町村内部の連携を促進する。	
⑤　ライフライン関係機関との連携	市町村 ﾗｲﾌﾗｲﾝ関係機関	料金滞納やライフラインの休停止など、生計や家庭生活が懸念される世帯に児童が含まれている場合、ライフライン関係機関からの情報提供により必要な支援につなげられるよう連携を促進する。	・ライフライン関係機関と連携した市町村数
⑥　民間団体等との連携	民間団体 市町村	こども食堂や社会福祉協議会等の民間団体と連携し、利用児童・家庭で心配な情報を共有する。	・連携した民間団体数
⑦　防犯ボランティアとの連携	警察本部 （市町村）	少年警察ボランティア等の防犯ボランティアを対象に児童虐待防止意識の高揚を図り、地域での見守りや通告の体制を整備する。	・チラシ配布や研修等の実施回数

（２）学校、医療機関、施設等における早期発見

項　目	取組の主体	内　容	指　標
①　学校等関係者に対する研修等の充実・早期発見体制の確立	県教育委員会 市町村教育委員会 学校	学校等関係者を対象とした児童虐待に関する研修や会議での情報提供等を実施するとともに、学校への資料や情報の提供による学校単位での取組を支援する。	・研修の実施回数 ・会議や通知等による情報提供回数
②　医療関係者に対する研修等の充実、児童虐待通告への取組みの強化	県本庁 医師会 歯科医師会 看護協会 助産師会 医療機関	医療関係者を対象とした研修や会議での情報提供等により、医療機関等における児童虐待通告への取組を促進する。	・研修の実施回数
③　保育施設等の職員に対する研修等の充実	市町村 県本庁	保育施設等の職員を対象とした研修の実施により児童虐待対応の資質向上を図る。	・研修の実施回数
④　配偶者暴力相談支援関係者に対する研修の充実、市町村・児童相談所との連携強化	県本庁 児童相談所 女性相談支援ｾﾝﾀｰ	配偶者暴力相談支援に従事する職員等を対象とした研修や会議における情報提供等により、ＤＶと児童虐待の関連について理解を深めるとも	・研修の実施回数

		に、関係機関との連携による支援の充実を図る。	
⑤　民間相談機関との連携の充実	児童相談所 民間団体	ヤングケアラーや困難な問題を抱える女性に関する相談窓口、児童家庭支援センター等の民間の相談機関との連絡会議を開催する等、情報交換と連携促進を図る。	・連絡会議の開催回数

3 虐待の相談機能と対応を充実させる

○　年々増加する児童虐待通告への適切な対応と、死亡や重症に至る重大な児童虐待事案の発生を防ぐために、関係機関がそれぞれの役割を最大限発揮できるとともに、日頃からの連携が図られるよう、さらなる取組の強化に努めます。

○　児童相談所においては、児童福祉司等の計画的な増員や児童虐待相談体制の強化を進めているところですが、児童虐待対応件数の増加と、複雑な問題を抱えるケースへの対応が求められることから、職員の研修やスーパーバイズ機能を充実することにより、専門性の向上を図ります。

○　児童相談所は、地域の児童福祉に関する専門機関としての役割もあることから、研修や助言対応等により市町村や各関係機関への支援も行っていきます。

○　市町村はこども家庭センターを設置し、要保護児童対策地域協議会の調整機関となるなど、地域における児童虐待対応の中核となる重要な役割を担っています。地域が一体となった児童虐待対応を進めるため、要保護児童対策地域協議会の実効的な運営が図られるよう、研修や市町村の対応支援を強化していきます。

○　こどもの面前での DV は心理的虐待であるとともに、こどもが直接被害を受ける可能性もあることから、女性相談支援センターや配偶者暴力相談センター、警察との連携を図ります。

○　一時保護や施設入所・里親委託されているこどもが自分の意見を表明する支援やその意見を反映する支援等、こどもの権利擁護の取組を推進する必要があります。

（１）機関連携及び体制整備

項　目	取組の主体	内　容	指　標
①　学校・教育委員会との連携強化	児童相談所 市町村 市町村教育委員会	個別ケース検討会議や日々の情報交換により、児童虐待対応や要保護・要支援児童の情報共有を図る等、連携を強化する。	・個別ケース検討会議・連絡会議等の実施回数
②　警察との連携強化	児童相談所 警察	連絡会議や現場対応訓練等を通じ、連携を強化する。	・連絡会議の実施、現場対応訓練等の実施
③　捜査機関との連携強化	児童相談所 警察 検察庁	適時の対応協議により、児童の保護や支援、協同面接等が円滑に実施できるよう、連携を強化する。	・協同面接・対応協議の実施状況
④　司法機関との連携強化	児童相談所 家庭裁判所	一時保護に関する司法審査が導入されたことから、一時保護の適正性や手続きの透明性の一層の確保に向け、関係機関と連携を強化する。	・連絡会議等の開催回数
⑤　医療・歯科医療機関との連携強化	児童相談所 市町村	こどもや保護者の状況把握や治療環境の調整、虐待被害のケアを充実させるための連携強化を図る。	・主治医訪問、支援会議への参加回数

⑥　配偶者暴力相談支援センター等との連携強化	児童相談所 市町村	児童虐待とＤＶとの関連が指摘されていることからＤＶの支援機関と連携した相談支援を実施する。	・配偶者暴力相談支援センター等と連携したケース数
⑦　転居やケース移管・ケース送致時の確実な引継ぎ	児童相談所 市町村	支援が必要な家庭が転居した際に切れ目のない支援を実施する。	・転出/転入による引継ぎ件数

（２）　市町村の相談機能と対応の充実

項　目	取組の主体	内　容	指　標
①　要保護児童対策地域協議会の実効ある活動	市町村	「市町村要保護児童対策地域協議会運営実務マニュアル」を活用し、代表者会議、実務者会議と要対協構成員を対象とする児童虐待対応研修等を実施する。	・代表者会議の開催回数（年１回以上） ・実務者会議の開催回数（概ね３か月に１度） ・要対協における研修の開催回数
②　個別ケース検討会議の開催	市町村	個別ケース検討会議の定期的な開催により、要支援・要保護児童や特定妊婦の状況把握と適切な支援を実施する。	・個別ケース検討会議の開催延回数、要対協登録数に占める実施割合
③　こども家庭センターによる相談体制の充実	市町村	こどもからの直接相談も含め、相談対応が適切に行えるよう専門職員を配置するとともに、相談受付からの組織的な対応と、児童福祉と母子保健等の関係部署との連携による切れ目のない相談支援を実施する。	・合同ケース会議の実施回数
④　虐待通告後 48 時間以内の対応による児童の安全確認の徹底	市町村	虐待通告から 48 時間以内に児童の安全確認を行うとともに、必要に応じて母子保健担当課や教育委員会等の関係部署と初期対応方針について情報共有を行う。	・虐待通告から児童の安全確認まで所要時間 48 時間以内の対応率（含む、乳幼児ネグレクトケースの保護者面接）
⑤　24 時間児童虐待通告受付体制の整備	市町村	休日・夜間などの通告受付と緊急時に児童相談所や警察等への連絡など、関係機関と連携して対応できるよう体制を整備する。	・休日・夜間対応の実施市町村数

（３）児童相談所の相談機能と対応の充実

項　目	取組の主体	内　容	指　標
①　児童相談所の体制強化	県本庁 児童相談所	児童虐待対応件数の増加に対応するため、児童福祉司、児童心理司等専門職員の計画的な増員を進める。	・児童福祉司、児童心理司の配置数
②　専門的な対応機能の充実	児童相談所	弁護士、精神科医師等からの助言体制の充実、児童相談所職員の指導教育担当児童福祉司任用前研修への派遣、トラウマケアの学びと実践などにより、対応困難ケース等の専門的な相談対応を充実させる。	・弁護士、精神科医師等から助言による指導実施回数 ・指導教育担当児童福祉司任用前研修派遣者数
③　虐待通告後 48 時間以内の安全確認と必要に応じた法的対応の実施	児童相談所	虐待通告から 48 時間以内に児童の安全確認を行うとともに、立入調査、臨検・捜索等への対応体制を整備する。	・虐待通告から児童の安全確認まで所要時間 48 時間以内の対応率
④　市町村との連携	県本庁 児童相談所	市町村との日常的な情報共有、個別ケース検討会議への参加、市町村のこども家庭センターに関する助言・連携など、市町村との連携を強化する。	・(児相ケースの)個別ケース検討会議参加回数
⑤　市町村や要保護児童対策地域協議会への支援	児童相談所	市町村への巡回支援、個別ケース検討会議への参加等により市町村との連携や支援を強化する。	・市町村への巡回支援回数 ・(児相ケース以外の）個別ケース検討会議参加回数
⑥　24 時間児童虐待通告及び相談への対応	児童相談所	休日、夜間も含め、児童虐待通告の受付と相談へ対応する。	・休日、夜間における児童虐待相談件数
⑦　配偶者暴力相談支援センター等との連携強化【再掲】	児童相談所 市町村	児童虐待とＤＶとの関連が指摘されていることからＤＶの支援機関と連携した相談支援を実施する。	・配偶者暴力相談支援センター等と連携したケース数
⑧　職員の研修受講による対応力の向上	児童相談所	管理者、専門職員の資質向上を図るため、研修等を積極的に受講する。	・研修の受講者数
⑨　関係機関職員の対応力の向上に向けた支援	児童相談所	児童相談所が持つ専門性を生かし、関係機関の職員の対応力向上を目的とした研修を実施するとともに、児童福祉司任用前講習会等へ講師を派遣する。	・児童相談所主催研修の受講者数 ・講師派遣の実施回数

（４）広域振興局の地域支援・ＤＶ相談対応の充実

項　目	取組の主体	内　容	指　標
①　市町村児童家庭相談への支援	広域振興局	職員の研修受講の機会を確保するとともに、要保護児童の情報交換等の実施、市町村の個別ケース検討会議での助言、児童家庭相談援助関係者等に対する研修開催等により市町村を支援する。	・市町村個別ケース検討会議への参加回数
②　ＤＶ相談の充実と関係機関連携の強化	広域振興局	児童虐待とＤＶとの関連が指摘されていることから児童福祉と連携した相談支援を実施する。	・児童福祉関係機関と連携したケース数
③　民生委員・児童委員、主任児童委員等の活動への支援	広域振興局	民生委員・児童委員、主任児童委員などを対象とした研修等の実施等により活動を支援する。	・研修等の実施回数

（５）社会的養育の充実

項　目	取組の主体	内　容	指　標
①　児童養護施設等における機能の充実	児童福祉施設	心理的ケアの充実を図るため、児童養護施設等の入所児童へのカウンセリング、心理療法を実施する。	・カウンセリング、心理療法の実施回数
②　家庭的な養育の推進	児童相談所 里親 児童福祉施設	里親委託、ユニットケア・小規模グループケア、一時里親など、家庭的な養育環境に配慮した養育を推進する。	・里親委託率 ・一時里親利用数
③　被措置児童等への虐待の防止	県本庁 児童相談所 広域振興局 里親 児童福祉施設	施設等における被措置児童等の虐待を予防するとともに、虐待が発生した場合には再発防止を図るための指導を行い、こどもの権利擁護を強化する。	・助言、指導、研修会の実施（受講）回数
④　社会的養護を必要とするこどもの権利擁護の推進	県 児童相談所 児童福祉施設 民間団体	一時保護や施設入所・里親委託されているこどもが自分の意見や考えを表明し、施設等での生活や支援方針の検討場面に主体的に参画できるよう支援する。	・意見表明等支援事業による施設訪問回数

⑤　児童養護施設等職員の研修の充実	県本庁 児童相談所 児童福祉施設	児童養護施設等のケア体制の充実を図るため、基幹的職員(スーパーバイザー)を養成するとともに、入所児童の権利擁護や処遇の充実に向け、施設等職員への研修を実施する。	･児童養護施設等職員への研修の実施回数 ･基幹的職員養成研修等の受講者数
⑥　里親制度の普及・啓発	県本庁 児童相談所 里親会 広域振興局 里親支援センター	家庭的な養育環境の充実のため、リーフレットの配布や里親支援センターを中心とした説明会の開催等により、里親制度の普及啓発を実施する。	･普及啓発の実施回数
⑦　里親養育支援の充実	市町村 児童相談所 児童福祉施設 県本庁	里親への訪問による支援等を行うための体制整備や、里親の資質向上を図るための研修の実施のほか、委託児童への必要な支援を行うため、要保護児童対策地域協議会への里親委託児童の登録等を促進する。	･里親委託推進員、里親支援専門相談員の配置数 ･里親研修の実施回数 ･里親委託児童の要対協への登録件数 ･専門里親の養成数

4 虐待の再発防止と自立を支援する

○　虐待の再発を防止するためには、保護者やこどもに対する支援と、地域における支援体制の調整が必要です。児童相談所及び各施設で自立支援計画を作成するとともに、関係機関の連絡会議を行い、随時計画を見直しながら、親子再統合の取組みを強化していく必要があります。

○　保護者に対してはペアレントトレーニングやカウンセリング等の支援プログラムを、こどもに対しては虐待による心身のダメージのケアを並行して実施するとともに、これらのプログラム終了後も引き続き、適時のモニタリングにより状況を把握し、再発防止に努めます。

○　里親委託や施設入所から家庭復帰した後の在宅生活においては、児童相談所や施設等のアフターケアに加え、地域における支援も重要です。そのため、要保護児童対策地域協議会を中心とし、里親委託中や施設入所中も家族関係や家庭環境の調整を図るなど、こどもや家庭と地域との関わりが途切れることのないよう、里親・施設と市町村との連携をより強化していく必要があります。

○　里親委託や施設入所から学生や社会人として自立生活をはじめたこどもの日常的な相談対応のほか、経済的な支援、住まいの確保等の支援の一体的な展開を進めるため、社会的養護自立支援拠点支援事業及び里親支援センターにおいてもこどもの自立支援に取り組みます。

（１）親子分離後の家族支援

項　目	取組の主体	内　容	指　標
①　自立支援計画に基づく親子再統合の取組み	児童相談所 児童福祉施設 里親 民間団体	関係機関との役割分担のもと、親子再統合に向けた取組を強化する。	・自立支援計画作成数 ・自立支援計画変更件数
②　社会的養護を必要とする子どもの権利擁護の推進【再掲】	県 児童相談所 児童福祉施設 民間団体	一時保護や施設入所・里親委託されている児童が自分の意見や考えを表明し、施設等での生活や支援方針の検討場面に主体的に参画できるよう支援する。	・意見表明等支援事業による施設訪問回数
③　親子に対する支援プログラムの充実	児童相談所	親子再統合に向けた指導・支援を推進する。	・支援プログラムの実施人数 ・家族交流実施ケース数
④　プログラム終了後のアフターケアの充実	児童相談所	プログラム終了後の経過把握とアフターケアを実施する。	・プログラム終了後の児童福祉司指導措置、継続指導、市町村移管ケース数

⑤　要保護児童対策地域協議会による支援の継続	市町村 児童相談所	・一時保護、施設措置・里親委託後の継続した支援を実施する。 ・措置児童相談所と委託里親在住市町村との連携を図る。 ・里親委託により受け入れているこどもと養育里親への支援を実施する。	市町村が把握している ・一時保護件数 ・里親委託件数 ・施設入所件数（契約入所含）
⑥　児童虐待の再発状況の把握	児童相談所	・児童虐待の再発状況を把握し、要因分析を実施し、対応を検討する。	・支援プログラムを終了したケースのうち、虐待による再通告があった児童の割合

（２）里親委託・施設入所措置解除後のアフターケアなどの充実

項　目	取組の主体	内　容	指　標
①　里親委託・施設入所措置解除に向けた移行支援	市町村 児童相談所 里親 児童福祉施設 民間団体	施設退所・委託解除が予定されている児童・家族に対し、計画的な移行支援を実施する。	・対象児童数 ・個別ケース会議開催数
②　里親委託・施設入所措置解除後の要保護児童対策地域協議会による支援の継続	市町村 児童相談所 児童福祉施設 里親支援センター（里親）	施設退所等児童が地域へ戻った際の、家族も含めたアフターケアの実施と、自立に向けた支援を実施する。	・措置・委託解除児童の要対協への登録件数
③　自立・就労の安定化支援	児童福祉施設（里親） 児童相談所 民間団体 里親支援センター 社会的養護自立支援拠点事業所 県本庁	・施設退所等児童の自立に資するため、施設退所等児童に対する相談援助や就労支援等を実施する。 ・自立援助ホームによる支援を実施する。	・支援実施回数 ・措置延長児童等の数 ・自立援助ホーム利用者数

（３）　親子再統合支援と自立支援に係る体制強化

項　目	取組の主体	内　容	指　標
①　親子再統合支援のための体制	児童相談所	保護者支援プログラム等に関する研修受講により継続的にプログラムを実施することが可能な組織づくり。	･保護者支援プログラムができる職員数
②　施設による親子再統合支援体制構築	児童福祉施設	施設において親子再統合の支援を行うための体制構築を行う。	・家庭支援専門相談員の加配実施施設数

③　施設等による自立支援体制構築	児童福祉施設 里親支援センター	施設入所措置児童や里親委託児童の委託解除後の自立支援のための体制構築を行う。	・自立支援担当職員の加配実施施設数

Ⅵ　アクションプランの取組主体

児童虐待の予防・早期発見・早期対応・再発防止に向けた支援は、一つの機関ですべての役割を担うことはできません。市町村要保護児童対策地域協議会を中心として、地域の様々な関係機関が連携し、各機関が有する役割と機能を発揮することにより、地域のこどもや家庭を包括的に支援します。

1　各機関の主な役割と機能

機　関　名	主な役割　・　機能
県本庁 （子ども子育て支援室）	○　児童虐待防止に係る施策の企画立案 ○　県要保護児童対策地域協議会の調整機関 ○　研修会などの開催 ○　児童福祉法に基づく保護者への接近禁止命令 ○　被措置児童虐待への対応
児童相談所 女性相談支援センター	○　通告・相談の受理、援助 ○　虐待通告後 48 時間以内の児童の安全確認 ○　一時保護・同意入所等の保護者への面会・通信等の制限 ○　児童虐待のおそれのある保護者への立入調査、出頭要求、再出頭要求、臨検又は捜索等の実施 ○　こどもや家族に対する指導、援助等の支援 ○　緊急時のこどもの一時保護、児童福祉施設への入所措置 ○　こどもの意見聴取措置 ○　一時保護、施設入所等児童の権利擁護の取組 ○　児童虐待防止の観点から保育の利用が適当であると認められるこどもの市町村への報告等 ○　市町村への後方支援 ○　協定に基づく警察との相互連携 ○　家庭裁判所への申立て、一時保護の司法審査請求 ○　ＤＶ等困難を抱える女性に対する相談支援、女性一時保護への対応 ○　被措置児童虐待への対応
広域振興局 （保健福祉環境センター） 保健所	○　児童家庭相談への対応 ○　被措置児童虐待への対応 ○　児童福祉施設への指導監督 ○　ＤＶ相談への対応 ○　児童相談所への送致 ○　市町村への後方支援（要保護児童対策の情報交換、個別ケース検討会議での助言など） ○　生活保護費の支給等による支援 ○　生活困窮者自立支援事業（広域振興局が委託により実施） ○　母子生活支援施設への入所措置 ○　母子保健事業に係る広域調整や、連携機能の強化などの市町村への専門的支援
配偶者暴力相談支援センター	○　ＤＶ相談への対応 ○　児童虐待の疑いやハイリスクケースの迅速な通告・情報提供

市町村母子保健・児童福祉担当課 （こども家庭センター）	○　要保護児童対策地域協議会の調整機関 ○　ヤングケアラーの実態把握と支援 ○　サポートプランの作成 ○　地域子ども子育て支援事業・家庭支援事業の実施 ○　通告・相談の受理、援助 ○　虐待通告後 48 時間以内の児童の安全確認 ○　こどもや家庭に対する指導、援助等の支援 ○　児童相談所への援助要請、送致 ○　児童相談所への立入調査、一時保護実施要請の通知 ○　虐待やＤＶ又はそれらのおそれのある児童の保育所への優先入所 ○　妊娠、出産、子育てに関する相談、支援 ○　ハイリスクケースの把握と対応 ○　母子生活支援施設への入所（市） ○　被措置児童等虐待への対応
市町村 （生活福祉、障がい福祉、女性支援担当課	○　生活保護費の支給等による支援（市） ○　生活困窮者自立支援事業（市が委託により実施） ○　障がい児への支援 ○　困難な問題を抱える女性及びそのこどもへの支援
地域子育て支援センター	○　家族への個別支援（育児不安等についての相談指導等） ○　子育てサークルの育成・支援 ○　児童虐待の疑いやハイリスクケースの把握と迅速な通告・情報提供
県教育委員会 市町村教育委員会 学校	○　教職員への研修・啓発 ○　児童生徒及び保護者等からの相談への対応 ○　児童虐待の疑いやハイリスクケースの把握と迅速な通告・情報提供 ○　児童虐待の疑いやハイリスクケースの安全確認と見守り ○　スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーとの連携 ○　学校における人権教育の実施
警察	○　児童虐待やＤＶなどに係る相談・援助 ○　こどもの保護（児童相談所への通告等） ○　児童相談所からの援助要請への対応 ○　協定に基づく児童相談所との相互連携 ○　児童虐待の疑いやハイリスクケースの把握と迅速な通告・情報提供 ○　児童虐待事件の捜査
医療機関・歯科医療機関	○　医学的観点に基づく虐待の疑いについての判断 ○　児童虐待の疑いやハイリスクケースの把握と迅速な通告・情報提供 ○　傷害事件等としての警察通報 ○　関係機関と連携した被害児童に対する治療等の支援 ○　医療従事者等に対する児童虐待に係る研修の実施
家庭裁判所	○　児童虐待の疑いのある保護者への臨検又は捜索のための許可状の交付等 ○　一時保護の司法審査 ○　親権者の同意を得られない施設入所の承認 ○　親権者の同意が得られない一時保護延長の承認 ○　親権者の変更、親権停止、喪失審判、養子縁組の許可及び特別養子縁組の成立 ○　家事手続案内

弁護士、弁護士会	○　法制度の適切な活用についての助言 ○　親子分離等に関する裁判所への申立等の司法手続き ○　こどもの権利擁護のためのこどもからの相談、手続き代理の実施
民生委員・児童委員 主任児童委員	○　地域活動を通じた虐待予防活動と早期発見、児童虐待の疑いやハイリスクケースの迅速な通告・情報提供 ○　家庭の見守りや相談支援 ○　児童相談所、市町村（福祉事務所を含む）との連携に基づく虐待家庭の状況把握
保育所・幼稚園・認定こども園 児童館、放課後児童クラブ	○　こどもの育ちの経過の確認と見守り ○　保護者に対する養育支援（相談対応、助言等） ○　児童虐待疑いやハイリスクケースの把握と迅速な通告・情報提供
里親	○　虐待被害を受けた児童の養育の受託 ○　児童相談所、児童福祉施設、市町村等地域の支援機関との連携 ○　受託児童の権利擁護の取組 ○　被措置児童等虐待防止の取組
里親支援センター	○　里親や里子、里親になろうとする人を対象とした相談援助
乳児院 児童養護施設 障害児入所施設 児童心理治療施設 児童自立支援施設	○　虐待被害を受けた児童の心と体のケア ○　児童相談所との連携による、親子再統合に向けた相談・援助 ○　入所児童の権利擁護の取組 ○　被措置児童等虐待防止の取組 ○　里親養育、地域の子育て等への相談支援 ○　退所した児童の状況把握
児童家庭支援センター	○　こども、家庭、地域住民などからの相談に対する助言・指導。
母子生活支援施設	○　入所母子家庭の心と体のケア、自立に向けた支援
県・市町村社会福祉協議会	○　在宅福祉サービスの実施、ボランティアや住民福祉活動への支援 ○　生活福祉資金貸付、日常生活自立支援事業等の実施 ○　福祉サービス苦情解決事業の実施 ○　地域福祉活動を通じた虐待予防活動と早期発見、児童虐待の疑いやハイリスクケースの迅速な通告・情報提供 ○　里親、児童福祉施設、児童委員等への活動支援 ○　児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業の実施
民間団体（ＮＰＯ等）	○　児童虐待防止の啓発の取組 ○　育児不安、児童虐待等に関する相談や子育て支援 ○　児童虐待の疑いやハイリスクケースの迅速な通告・情報提供 ○　地域におけるこどもの居場所の確保 ○　こどもの権利擁護に関する啓発や意見表明等支援の取組 ○　児童福祉施設退所者への相談・支援・居場所の確保
県民	○　児童虐待についての理解と虐待を受けていると思われる児童を発見した場合の迅速な通告 ○　地域のこども・家庭への見守り ○　こどもの権利や意見表明権に関する学び

2　関係機関等の関連図

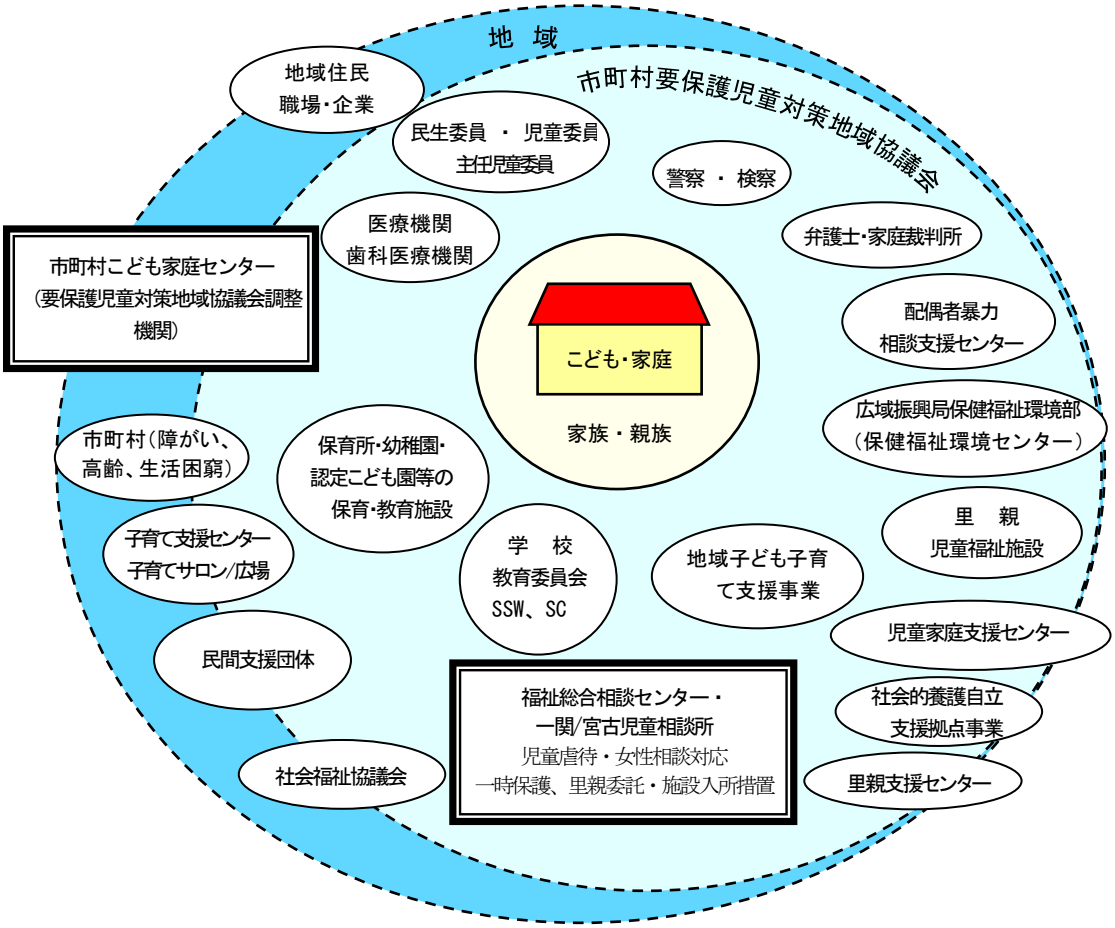

※要保護児童対策地域協議会とは、児童福祉法第 25 条の 2 に規定されている要保護児童等に関する適切な保護を図るために必要な情報交換、支援内容に関する協議を行なうもの。

児童虐待防止アクションプラン(2021～2025)取組実績一覧

1 虐待の発生を予防する

(1) 周知と啓発

取組内容	取組主体	指標	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度実績	
① 児童虐待防止リーフレットの作成配布 児童虐待の防止について県民の関心を高めるとともに、児童虐待の実態や児童に及ぼす影響、通告義務などについて周知するため、リーフレットを作成し、配布する。	県本庁	児童虐待防止月間等での配布部数	17,000	10,000	10,000	10,000	部
② 体罰禁止を含めた県民等への虐待防止講座及び啓発活動の実施 体罰やしつけと称した児童虐待の禁止が法定化されたことを踏まえ、児童虐待防止についての県民向けの講座等を開催するとともに、日常的に啓発活動を実施する。	広域振興局 市町村	県民向け講座等の開催数	56	59	65	74	回
③ オレンジリボン・キャンペーン（児童虐待防止の普及啓発）の実施 児童虐待防止推進月間（11月）を中心に、女性に対する暴力をなくす運動「パープルリボンキャンペーン」と連動し、関係機関や団体が一体となった集中的な啓発活動を実施するとともに、講演会やシンポジウム等を開催する。	県本庁 児童相談所 広域振興局 市町村 民間団体	講演会等参加者数	292	82	253	150	人
		活動実施回数	55	55	60	61	回
④ マスメディアやインターネットを活用した啓発活動 各種広報媒体やホームページ等による児童虐待防止や子育て支援等に関する情報提供、児童相談所虐待対応ダイヤル（189）や相談窓口を周知する。	県本庁 広域振興局 市町村	広報実施回数	95	89	110	110	回
⑤ 児童に対する人権教育の強化 子ども自身が子どもの人権について理解し、自尊意識を高めるため、学校等における人権教育を実施する。	県教育委員会 市町村教育委員会 学校 民間団体	学校における人権教育の実施率 （実施校/学校数）	97.2	98.1	97.9	98.8%	%
⑥ 県民等への児童の権利に関する啓発活動の実施 県民全体の児童の権利に関する理解を深めるため、広報や講座等を実施する。	県本庁 広域振興局 市町村 学校 民間団体	研修等実施回数	60	60	68	64	回
⑦ 児童虐待の実態と要因把握 ・ 県及び市町村の虐待相談（統計データ等）の現状分析等により児童虐待の実態と発生要因を把握する。 ・ 児童虐待による死亡・重大事案について検証する。	県本庁 児童相談所 市町村	児童虐待通告受付件数	2,564	2,601	2,754	2,843	件
		児童虐待相談対応件数	2,560	2,630	2,992	2,963	件
		死亡・重大案件検証の実施回数	0	0	0	0	回

(2)母子保健活動の充実

取組内容	取組主体	指標	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度実績	
① 総合的な相談支援機能の充実 妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して、総合的な相談支援を提供する窓口を設置するとともに、機能を充実させる。	市町村	子育て世代包括支援センターの設置状況	28	31	31	－	市町村
② 思春期健康教育等の実施 若年出産のリスク、性感染症の胎児への影響、デートＤＶ、望まない妊娠等についての出前講座等を実施する。	市町村 保健所	出前講座等実施回数	200	206	284	299	回
③ 中、高校生の乳児ふれあい体験の充実 子どもや家庭の大切さについて理解を深めるため、中・高校生を対象とした乳児とのふれあい体験を実施する。	市町村	ふれあい体験の実施回数	68	107	139	192	回
④ 女性のための健康相談の充実 女性健康支援センター（保健所）において、妊娠、出産についての身体的、精神的な悩みを有する女性のための相談（妊産婦のメンタルヘルス、望まない妊娠、避妊など）を実施する。	保健所 市町村 県本庁	妊娠等に関する相談件数	3,453	4,498	4,574	5,142	件
⑤ 妊産婦・乳幼児健診未受診者対策の充実 妊娠の届出、妊産婦や乳幼児の健康診査の受診を推進し、未受診者に対して受診勧奨等の指導を実施するほか、必要に応じて特定妊婦又は要支援児童として要保護児童対策地域協議会に登録する等、より積極的な支援を行う。	市町村	妊婦健診未受診者数	15	8	4	10	人
		〃 面接指導件数	15	3	10	9	件
		〃 電話指導件数	15	3	8	6	件
		〃 未受診者指導率	100	100	100	100	%
		〃 要対協への登録件数	7	4	1	1	件
		乳幼児健診未受診者数	567	514	253	235	人
		〃 面接指導件数	72	71	43	80	件
		〃 電話指導件数	320	273	190	169	件
		〃 未受診者指導率	87.6	91	96.9	100	%
		〃 要対協への登録件数	14	14	14	14	件
⑥ 両親・母親学級の充実 ・ 妊娠、出産、育児等についての健康教育、相談活動のほか、児童虐待予防に係る内容を含めた研修・交流会を実施する。 ・ 研修等を通してＳＢＳ(乳幼児揺さぶられ症候群)、ＡＨＴ(虐待による乳幼児頭部外）の予防について周知する。	市町村 医療機関	母親学級等の実施回数	103	45	45	43	回
		父親学級等の実施回数	1	0	1	0	回
		両親学級等の実施回数	166	162	165	164	回
		合計	270	207	211	207	回
		医療機関等の利用	44	45	56	72	件
⑦ 父親や祖父母など家族全体での育児参加の促進 育児ハンドブックの配布等により家族全体での育児参加への意識啓発を行う。	県本庁 市町村	ハンドブック等啓発物配布数	6,261	8,333	4,999	4,733	部
⑧ 母子保健指導者研修の実施 母子保健対策を充実するため、市町村等の母子保健指導者に対する研修会を実施する。	県本庁	研修会参加者数	16	36	0	0	人
⑨ 産後うつ病対策の強化 母親の心身の健康支援を行うため、３つの質問票（エジンバラ産後うつ病質問票、赤ちゃんへの気持ち質問票、育児支援チェックリスト）の活用によるアセスメントと相談対応、産後うつの理解促進を強化する。	市町村 保健所 医療機関	３つの質問票によるアセスメントの実施	33	33	33	33	市町村
		情報提供を受けた医療機関数	174	157	203	302	件
⑩ 産前・産後ケアの充実 安心した出産や育児ができるよう、産前・産後サポート事業等の支援を行う。	市町村 保健所 医療機関 民間団体	産前産後サポート事業の実施	16	20	19	21	市町村
		〃 利用実人数	1,414	1,449	1,429	1,448	人
		産後ケア事業の実施	24	28	31	33	市町村
		〃 利用実人数	875	987	1,273	1,559	人
⑪ 乳児家庭全戸訪問事業の確実な実施 乳児のいるすべての家庭を訪問し、相談対応や情報提供を行うとともに、要支援家庭を把握する。	市町村	対象家庭数	6,337	5,821	5,293	4,908	件
		訪問実施件数	6,877	5,421	5,143	4,783	件
		訪問実施率	95.5	96.1	97.2	97.7	%
⑫ 岩手県周産期医療情報ネットワークシステムの推進 医療機関や市町村の連携を促進し、周産期医療や母子保健情報の共有を図りながら、妊婦のリスクに応じた適切な保健指導や相談支援等を実施する。	県本庁 市町村 医療機関	市町村と医療機関との連携会議等の開催数	60	68	100	105	回
		ケース会議実施回数	145	178	142	115	回

（3）子育て家庭への支援の充実

取組内容	取組主体	指標	令和３年度実績	令和４年度実績	令和５年度実績	令和６年度実績	
①　子育て支援情報や相談機能の充実 ・ ホームページやＳＮＳ（ソーシャルネットワークサービス）等を活用し、情報提供や相談機能の充実を図る。 ・ 子育てサポートセンターなど、親子が気軽に利用できる場の提供や相談対応、子育て支援の人材育成の充実を図る。	県本庁 市町村 県教育委員会	いわて子育てiらんどプラスホームページ閲覧件数	－	308,671	166,596	186,951	件
		子育てサポートセンターにおける相談件数	132	126	128	86	件
		子育て支援センターにおける相談件数	9,335	10,749	11,560	9,621	件
		すこやかメール相談の相談件数	231	141	114	87	件
		すこやかダイヤルの相談件数	905	1,109	961	1157	件
		研修会等の開催回数	801	843	1,035	1338	回
②　相談支援拠点の設置 支援を必要とする子どもや家庭に対して、切れ目のない総合的な相談支援を実施する。	市町村	子ども家庭総合支援拠点の設置状況	6	16	18	－	市町村
③　訪問支援事業（養育支援訪問事業・子育てヘルパー等）の充実 養育支援が特に必要な家庭を訪問し、指導助言等を実施するとともに、母子保健と児童福祉の担当部署、要保護児童地域対策協議会との連絡調整による支援の進行管理を実施する。	市町村	養育支援訪問事業の実施件数	2,109	2,084	2,218	1,674	件
		他の訪問事業の実施件数	1,151	1,127	765	832	件
		合計	3,260	3,211	2,983	2,506	件
		（うち、ヘルパー派遣件数）	404	430	538	167	件
④　預かり支援（一時保育、病児保育、ショートステイ、トワイライトステイ）の実施 病気、仕事などで養育が難しい場合、身近なところで気軽に子どもを預けられる体制整備を進める。	市町村	一時保育の実施	28	29	30	28	市町村
		病児保育の実施	16	16	16	16	市町村
		病後児保育の実施	16	16	16	18	市町村
		ショートステイの実施	15	17	19	19	市町村
		トワイライトステイの実施	15	16	17	17	市町村
⑤　貧困状態にある子どもの実態把握と関係機関との情報共有 ・ 経済的に生活が困難な子どもの状況を把握し、関係機 関との連携により、子どもの健全育成を図る。 ・ 本来大人が担うような家事や家族介護等を行っている ヤングケアラーの実態を把握し、関係機関と情報共有を 図るとともに、必要な支援につなげることにより子どもの権利擁護を図る。	市町村	児童が含まれる要保護世帯数	519	451	430	431	世帯
		準要保護世帯数	5,506	7,137	6,680	6,568	世帯
		ひとり親世帯数　（母子）	8,873	8,868	8,685	9,136	世帯
		（父子）	931	912	909	1,179	世帯
		合計	9,804	9,780	9,594	10,315	世帯
		児童が含まれる家族介護等世帯数	4,262	3,156	2,971	2,768	世帯
		上記世帯の児童数	6,103	5,123	4,829	4,474	人
		要対協で対応している要支援、要保護児童のうち、ヤングケアラーであると思われる数	39	43	39	41	人
⑥　病気や障がいなど特別な配慮を要する子どもの実態把握と関係機関との情報共有 病気や障がいにより特別な配慮を要する子どもの状況を把握し、関係機関との連携により、必要な養育支援と子どもの健全育成を図る。	市町村	要支援児童のうち、特別な配慮を要する児童数	111	131	176	133	人
		要保護児童のうち、特別な配慮を要する児童数	156	148	139	158	人
⑦　地域子育て支援拠点事業の拡充 地域子育て支援センター等の活動の充実を図るとともに、職員研修等を実施する。	市町村 （広域振興局）	支援拠点設置数	86	86	88	88	か所
⑧　子育てサークル、母親クラブ、ＮＰＯの育成・支援 子育てサークルや子育て支援団体等の活動の充実を図るため、情報提供や団体の育成などを支援する。	市町村 広域振興局	活動団体数	147	146	158	144	団体
⑨　民生委員等における地域見守り活動等の充実 地域での見守りや身近な相談窓口として、民生委員・児童委員、主任児童委員、子育て支援コーディネーターなどによる活動を支援する。	市町村	子育てサロン等の実施状況（主催）	616	597	520	534	回
		子育てサロン等の実施状況（支援）	286	152	240	322	回
⑩　東日本大震災津波の被災体験等に配慮した相談支援の推進 東日本大震災津波により被災した子どもや家庭への支援に加え、心身の不調、家族関係の不和等の背景に、被災体験や虐待被害等のトラウマ体験がある可能性へ配慮したケア（トラウマインフォームドケア）の実施を進める。	市町村 児童相談所 広域振興局 学校 教育委員会 民間団体	震災やトラウマに関する研修や情報提供の件数	710	1,031	408	329	回

2 虐待を早期に発見する

（1）地域における早期発見、見守り体制の充実

取組内容	取組主体	指標	令和３年度実績	令和４年度実績	令和５年度実績	令和６年度実績	
①　県民による早期発見と通告 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合、児童福祉法第25条第１項及び児童虐待の防止等に関する法律第６条第１項に基づき通告する。	県民	児相、市町村で受付けた児童虐待通告件数	2,564	2,601	2,754	2,843	件
②　民生委員・児童委員、主任児童委員、保健推進委員等の連携及び対応力の強化 民生委員児童委員協議会等を活用した研修や情報共有等を行い、児童虐待防止に係る対応力や委員間の連携強化を図る。	市町村 広域振興局 （県本庁）	情報共有した件数	338	337	375	386	件
		研修の実施回数	81	84	90	90	回
③　要支援児童、特定妊婦の早期把握と要保護児童対策地域協議会への登録 虐待リスクが高い家庭を早期に把握し、主任児童委員等の見守り活動を行うと共に、要保護児童対策地域協議会を積極的に活用し、早期に必要な支援を実施する。	市町村	家庭訪問等を実施した要支援世帯数	963	998	1,015	929	件
		家庭訪問等を実施した特定妊婦数	253	283	237	201	件
		要対協へ登録した要支援児童数	851	930	994	950	件
		要対協へ登録した特定妊婦数	220	216	193	189	件
④　市町村内部における連携の促進 税滞納が続くなど、生計や家庭生活が懸念される世帯に児童が含まれている場合、要保護児童対策地域協議会への情報提供により必要な支援へつなげられるよう市町村内部の連携を促進する。	市町村	市町村内部の連携	25	27	31	32	市町村
⑤　ライフライン関係機関との連携 料金滞納やライフラインの休停止など、生計や家庭生活が懸念される世帯に児童が含まれている場合、ライフライン関係機関からの情報提供により必要な支援につなげられるよう連携を促進する。	市町村 ライフライン関係機関	ライフライン関係機関との連携	22	22	23	25	市町村
⑥　民間団体・企業等との連携 子ども食堂など地域の民間団体・企業と連携し、スタッフへの児童虐待防止の啓発や、利用児童・家庭で心配な情報を共有する。	市町村	連携した団体企業数	25	49	61	90	件
⑦　防犯ボランティアとの連携 少年警察ボランティア等の防犯ボランティアを対象に児童虐待防止意識の高揚を図り、地域での見守りや通告の体制を整備する。	警察本部 （市町村）	チラシ配布や研修等の実施回数	10	12	16	18	回

（2）学校、医療機関、施設等における早期発見

取組内容	取組主体	指標	令和３年度実績	令和４年度実績	令和５年度実績	令和６年度実績	
①　学校等関係者に対する研修等の充実・早期発見体制の確立 学校等関係者を対象とした児童虐待に関する研修や会議での情報提供等を実施するとともに、学校への資料や情報の提供による学校単位での取組を支援する。	県教育委員会 市町村教育委員会 学校	研修の実施回数	20	28	33	35	回
		会議や通知等による情報提供回数	145	150	169	175	回
②　医療関係者に対する研修等の充実、児童虐待通告への取組みの強化 医療関係者を対象とした研修や会議での情報提供等により、医療機関等における児童虐待通告への取組を促進する。	県本庁 医師会 歯科医師会 看護協会 助産師会 医療機関	研修の実施回数	14	10	10	11	回

③　保育施設等の職員に対する研修等の充実 保育所、幼稚園、認定こども園、認可外保育施設、児童館、放課後児童クラブの職員等を対象とした、事例検討や演習を含めた研修の実施により児童虐待対応の資質向上を図る。	県本庁 市町村	研修の実施回数	23	23	52	74	回
④　配偶者暴力相談支援関係者に対する研修の充実、市町村・児童相談所との連携強化 配偶者暴力相談支援に従事する職員等を対象とした研修や会議における情報提供等により、ＤＶと児童虐待の関連について理解を深めるとともに、関係機関との連携による支援の充実を図る。	県本庁 児童相談所 婦人相談所	研修の実施回数	1	1	1	1	回
⑤　民間相談機関との連携の充実 ＮＰＯ、児童家庭支援センター等の民間相談機関との連絡会議を開催し、情報交換と連携促進を図る。	児童相談所 関係団体	連絡会議の開催回数	14	16	41	29	回

3 虐待の相談機能と対応を充実させる

(1) 機関連携及び体制整備

取　組　内　容	取組主体	指　標	令和３年度実績	令和４年度実績	令和５年度実績	令和６年度実績	
①　学校・教育委員会との連携強化 個別ケース検討会議や日々の情報交換により、児童虐待対応や要保護・要支援児童の情報共有を図る等、連携を強化する。	児童相談所 市町村 市町村教育委員会	個別ケース検討会議連絡会議等の実施回数	1,288	1,961	1,687	1,681	回
②　警察との連携強化 連絡会議や現場対応訓練等を通じ、連携を強化する。	児童相談所 警察	連絡会議の実施、現場対応訓練等の実施	46	12	8	4	回
		相互連絡票の発出件数	66	70	34	37	件
		転居連絡票の発出件数	41	36	32	14	件
③　捜査機関との連携強化 適時の対応協議により、児童の保護や支援、協同面接等が円滑に実施できるよう、連携を強化する。	児童相談所 警察 検察庁	協同面接対応協議の実施状況	26	10	41	22	件
④　司法機関との連携強化 連絡会議等を通じ、連携を強化する。	児童相談所 家庭裁判所	連絡会議等の開催回数	8	9	2	2	回
⑤　医療・歯科医療機関との連携強化 子どもや保護者の状況把握や治療環境の調整、虐待被害のケアを充実させるための連携強化を図る。	児童相談所 市町村	主治医訪問の回数	804	897	763	700	回
		支援会議等への参加回数	177	237	214	194	回
⑥　配偶者暴力相談支援センター等との連携強化 児童虐待とＤＶとの関連が指摘されていることから、子どもがいる世帯におけるＤＶの情報共有や連携した相談支援を実施する。	児童相談所 市町村	配偶者暴力相談支援センター等との連携件数	68	215	240	348	件
⑦　転居やケース移管・ケース送致時の確実な引継ぎ 支援が必要な家庭が転居した際に切れ目のない支援を実施する。	児童相談所 市町村	転出による引継ぎ件数	125	158	148	135	件
		転入による引継ぎ件数	117	124	148	129	件

(2) 市町村の相談機能と対応の充実

取　組　内　容	取組主体	指　標	令和３年度実績	令和４年度実績	令和５年度実績	令和６年度実績	
①　要保護児童対策地域協議会の実効ある活動 「市町村要保護児童対策地域協議会運営実務マニュアル」を活用し、代表者会議、実務者会議と要対協構成員を対象とする児童虐待対応研修等を実施する。	市町村	代表者会議の開催回数	26	29	29	31	回
		実務者会議の開催回数	118	165	131	124	回
		要保護児童登録数	1,781	2,271	2,471	2,691	件
		要支援児童登録数	864	1,013	1,018	996	件
		特定妊婦登録数	232	204	187	177	件
		研修開催回数	13	21	26	26	回
②　個別ケース検討会議の開催 個別ケース検討会議の定期的な開催により、要支援・要保護児童や特定妊婦の状況把握と適切な支援を実施する。	市町村	個別ケース検討会議の開催回数	879	954	744	734	回
		要対協登録数に占める実施割合	47	38.3	41.1	40.5	%
③　専門職員の確保等による相談体制の充実 相談対応が適切に行えるよう職員を配置するとともに、相談受付からの組織的な対応と、児童福祉と母子保健等の関係部署との連携による相談支援を実施する。	市町村	相談担当職員の数（常勤）	68	72	74	80	人
		〃　（非常勤）	43	48	53	56	人
④　虐待通告後48時間以内の対応による児童の安全確認の徹底 虐待通告から48時間以内に児童の安全確認を行うとともに、とりわけ乳幼児のネグレクトケースについては、保護者面接を実施する。	市町村	虐待通告から児童の安全確認まで所要時間48時間以内の対応率（含む、乳幼児ネグレクトケースの保護者面接）	100	100	99.9	99.9	%
⑤　24時間児童虐待通告受付体制の整備 休日・夜間などの通告受付と緊急時に児童相談所や警察等への連絡など、関係機関と連携して対応できるよう体制を整備する。	市町村	休日夜間対応の実施状況	28	27	28	27	市町村
⑥　ＤＶ相談担当・相談支援機関との連携強化 児童虐待とＤＶとの関連が指摘されていることから、子どもがいる世帯におけるＤＶの情報共有や連携した相談支援を実施する。	市町村	ＤＶ関連の児童虐待通告対応件数	148	83	112	73	件
⑦　職員の研修受講による対応力の向上 市町村の相談対応機能の充実のため、担当職員に児童虐待対応研修や要保護児童対策地域協議会調整担当者研修等を受講させる。	市町村	研修の受講回数	119	171	223	286	回

(3) 児童相談所の相談機能と対応の充実

取　組　内　容	取組主体	指　標	令和３年度実績	令和４年度実績	令和５年度実績	令和６年度実績	
①　専門職員の拡充等による児童相談所の体制強化 児童虐待対応件数の増加に対応するため、児童福祉司、児童心理司等専門職員の計画的な増員を進める。	県本庁 児童相談所	児童福祉司の配置数	54	54	61	62	人
		児童心理司の配置数	22	24	26	29	人
②　専門的な対応機能の充実 弁護士、精神科医師等からの助言体制の充実、児童相談所職員のスーパーバイザー研修への派遣などにより、対応困難ケース等の専門的な相談対応を充実させる。	児童相談所	弁護士への相談回数	52	45	47	47	回
		精神科医師等への相談回数	32	55	58	54	回
		スーパーバイザー研修派遣者数	7	6	6	6	人
③　虐待通告後48時間以内の安全確認と必要に応じた法的対応の実施 虐待通告から48時間以内に児童の安全確認を行うとともに、立入調査、臨検・捜索等への対応体制を整備する。	児童相談所	虐待通告から児童の安全確認まで所要時間48時間以内の対応率	99.6	100	99.7	99.9	%
④　市町村との連携 市町村との日常的な情報共有、個別ケース検討会議への参加、市町村が実施する子育て支援事業等の利用調整など、児童相談所が主担当となっているケースの市町村との連携を強化する。	児童相談所	（児相ケースの）個別ケース検討会議実施参加回数	400	437	336	525	回
⑤　市町村、要保護児童対策地域協議会への支援 市町村への巡回支援、個別ケース検討会議への参加等により市町村との連携や支援を強化する。	児童相談所	市町村への巡回支援回数	600	534	406	458	回
		（児相ケース以外の）個別ケース検討会議参加回数	339	296	311	280	回
⑥　24時間児童虐待通告及び相談への対応 休日、夜間も含め、児童虐待通告の受付と相談へ対応する。	児童相談所	休日、夜間における児童虐待相談件数	733	827	475	556	件

取組内容	取組主体	指標	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度実績	
⑦ 配偶者暴力相談支援センター等との連携強化 児童虐待とＤＶとの関連が指摘されていることから、児童虐待の背景にＤＶがあるケースがあることに留意し、ＤＶの情報共有や連携した相談支援を実施する。	児童相談所	配偶者暴力相談支援センター等との連携件数	188	206	156	174	件
⑧ 職員の研修受講による対応力の向上 管理者、専門職員の資質向上を図るため、全国研修等を積極的に受講する。	児童相談所	研修の受講者数	56	140	166	113	人
⑨ 関係機関職員の研修受講による対応力の向上に向けた支援 児童相談所が持つ専門性を生かし、関係機関の職員の対応力向上を目的とした研修を実施するとともに、講師を派遣する。	児童相談所	児相主催研修の受講者数	74	495	608	669	人
		講師派遣の実施回数	33	55	66	21	回

(4) 広域振興局の地域支援･DV相談対応の充実

取組内容	取組主体	指標	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度実績	
① 市町村児童家庭相談への支援 職員の研修受講の機会を確保するとともに、要保護児童の情報交換等の実施、市町村の個別ケース検討会議での助言、児童家庭相談援助関係者等に対する研修開催等により市町村を支援する。	広域振興局	情報交換等の実施回数	302	288	466	195	回
		市町村個別ケース検討会議への参加回数	57	72	50	56	回
② ＤＶ相談の充実と関係機関連携の強化 児童虐待とＤＶとの関連が指摘されていることから、子どもがいる世帯におけるＤＶの情報共有や連携した相談支援を実施する。	広域振興局	子どもがいる世帯におけるＤＶ関連相談件数	271	139	161	162	件
③ 民生委員・児童委員、主任児童委員等の活動への支援 民生委員・児童委員、主任児童委員などを対象とした研修等の実施等により活動を支援する。	広域振興局	研修等の実施回数	5	6	6	5	回

(5) 社会的養育の充実

取組内容	取組主体	指標	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度実績	
① 児童養護施設等における機能の充実 心理的ケアの充実を図るため、児童養護施設等の入所児童へのカウンセリング、心理療法を実施する。	児童養護施設等	カウンセリング、心理療法の実施回数	1,402	1,199	728	1,142	回
② 家庭的な養育の推進 里親委託、ユニットケア・小規模グループケア、一時里親など、家庭的な養育環境に配慮した養育を推進する	児童相談所 里親 児童養護施設等	里親等委託率	23.3	21.1	20.5	19.7	%
		一時里親利用児童数	24	26	36	26	人
③ 被措置児童等への虐待の防止 「被措置児童等虐待対応マニュアル」に基づいた体制づくり、子どもの権利擁護を強化する。	県本庁 児童相談所 児童福祉施設等を所管する広域振興局 里親 児童養護施設等	助言、指導回数	32	42	32	29	回
		研修会の実施／受講	7	6	6	10	回
④ 被措置児童等の権利擁護の取組の充実 一時保護や被措置児童の権利擁護のため、子どもが多様な方法で自分の意見を表明できるよう、意見の聴き取りなどの機会を確保する。	児童相談所 里親 児童養護施設等	児童への説明の実施回数	1,137	1,127	1,127	1,287	回
⑤ 児童養護施設等職員の研修の充実 児童養護施設等のケア体制の充実を図るため、基幹的職員(スーパーバイザー)を養成するとともに、入所児童の権利擁護や処遇の充実に向け、施設等職員への研修を実施する。	県本庁 児童相談所 児童養護施設等	児童養護施設等職員への研修の実施回数	4	8	3	4	回
		職員の研修受講	213	440	722	880	回
		基幹的職員養成研修等の受講者数	3	6	1	15	人
⑥ 里親制度の普及・啓発 家庭的な養育環境の充実のため、リーフレットの配布や説明会の開催等により、里親制度の普及啓発を実施する。	県本庁 児童相談所 里親会 広域振興局	普及啓発の実施回数	67	40	43	33	回
⑦ 里親養育支援の充実 里親への訪問による支援等を行うための体制整備や、里親の資質向上を図るための研修の実施のほか、委託児童への必要な支援を行うため、要保護児童対策地域協議会への登録等を促進する。	県本庁 児童相談所 児童養護施設等 市町村	基礎登録前研修	18	19	20	20	回
		委託里親を対象とした研修	8	9	5	3	回
		未委託里親を対象とした研修	8	11	9	4	回
		里親委託推進員の配置数	2	2	2	2	人
		里親支援専門相談員の配置数	8	8	8	7	施設
		専門里親の養成数	1	1	1	0	人

4 虐待の再発を防止する

(1)親子分離後の家庭支援

取組内容	取組主体	指標	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度実績	
① 自立支援計画に基づく家族再統合の取組み 家庭支援機能を強化するため、関係機関の役割分担と連携を推進するとともに、家族再統合に向けた取組を強化する。	児童相談所 児童養護施設等 里親	自立支援計画作成数	428	405	411	337	件
② 親子に対する支援プログラムの充実 家族統合に向けた指導・支援を推進する。	児童相談所	支援プログラムの実施回数	183	121	90	111	回
		家族交流実施ケース数	65	151	233	256	件
③ プログラム終了後のアフターケアの充実 プログラム終了後の経過把握とアフターケアを実施する。	児童相談所	プログラム終了後の児童福祉司指導ケース数	11	13	5	5	件
		〃 継続指導ケース数	19	13	14	21	件
		〃 市町村移管ケース数	0	0	1	0	件
④ 要保護児童対策地域協議会による支援の継続 ・ 一時保護、施設措置・里親委託後の継続した支援を実施する。 ・ 措置児童相談所と委託里親在住市町村との連携を図る。 ・ 里親委託により受け入れている児童と養育里親への支援を実施する。	市町村 児童相談所	一時保護件数	227	221	244	257	件
		里親委託件数	23	19	32	30	件
		里親受託件数	24	21	26	21	件
		施設入所件数（措置）	70	81	99	84	件
		〃 （契約）	4	5	9	12	件

(2)里親委託･施設入所措置解除後のアフターケアなどの充実

取組内容	取組主体	指標	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度実績	
① 里親委託・施設入所措置解除に向けた移行支援 施設退所・委託解除が予定されている児童・家族に対し、計画的な移行支援を実施する。	市町村 児童相談所 里親 児童養護施設等 民間機関	対象ケース数	24	25	21	15	件
		個別ケース検討会議（支援会議）開催数	12	29	21	7	回
② 里親委託・施設入所措置解除後の要保護児童対策地域協議会による支援の継続 施設退所等児童が地域へ戻った際の、家族も含めたアフターケアの実施と、自立に向けた支援を実施する。	市町村 児童相談所 児童養護施設等 （里親）	措置委託解除児童の要対協への登録件数	14	36	24	16	件
③ 自立・就労の安定化支援 ・ 施設退所等児童の自立に資するため、施設退所等児童に対する相談援助や就労支援等を実施する。 ・自立援助ホームによる支援を実施する。	児童養護施設等 （里親） 児童相談所 民間機関	支援実施回数	74	80	72	128	回
		措置延長ケース数	24	26	24	25	件
		自立援助ホーム利用者数	6	9	11	13	人

岩手県要保護児童対策地域協議会設置要綱

（趣旨）

第１条　要保護児童（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第６条の３第８項に規定する要保護児童をいう。以下同じ。）の早期発見及び適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦（法第６条の３第５項に規定する要支援児童又は特定妊婦をいう。以下同じ。）への適切な支援を図るため、関係機関の円滑な連携と協力を確保することを目的として、法第 25 条の２第１項の規定に基づき、岩手県要保護児童対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　地域協議会は、法第 25 条の２第２項の規定に基づき、次に掲げる事項を所掌する。

（１）要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦（以下「要保護児童等」という。）に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報を交換すること

（２）要保護児童等に対する支援に関すること

（３）市町村要保護児童対策地域協議会の運営支援に関すること

（４）その他必要な事項に関すること

（構成）

第３条　地域協議会は、別表に掲げる関係機関等に従事する者その他関係者をもって構成する。

２　構成員の任期は就任の日から２年とし、欠員を生じた場合の補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第４条　地域協議会に会長及び副会長を置く。

２　会長は構成員の互選により選出し、副会長は構成員の中から会長が指名する。

３　会長は地域協議会の事務を総理し、地域協議会を代表する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

（会議）

第５条　地域協議会は、保健福祉部長が招集し、議長には会長を充てる。

（要保護児童対策調整機関）

第６条　知事は、法第 25 条の２第４項の規定に基づき、保健福祉部子ども子育て支援室を要保護児童対策調整機関として指定する。

２　要保護児童対策調整機関は、地域協議会に関する事務を総括するとともに、要保護児童等に対する支援が適切に実施されるよう、要保護児童に対する支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じて、児童相談所その他の関係機関等との連絡調整を行う。

（会議の公開）

第７条　地域協議会は公開とする。ただし、個人情報を扱う場合等、地域協議会が会議の一部又は全部を公開しない旨を決定したときは、この限りではない。

（情報提供等）

第８条　地域協議会は、第２条に規定する情報の交換及び協議等を行うため必要があると認めるときは、法第 25 条の３の規定に基づき、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

（守秘義務）

第９条　地域協議会の構成員及び構成員であった者は、法第 25 条の５の規定に基づき、地域協議会の職務に関して知り得た情報を漏らしてはならない。

（その他）

第 10 条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、平成 19 年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 21 年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 26 年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 28 年１月 14 日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 30 年２月 22 日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年７月 19 日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年７月１日から施行する。

別表（第３条関係）

区　　分	関　　係　　機　　関　　等
福　　祉	岩手県民生委員児童委員協議会 社会福祉法人岩手県社会福祉協議会・保育協議会 社会福祉法人岩手県社会福祉協議会児童福祉施設協議会 岩手県里親会
保健医療	一般社団法人岩手県医師会 一般社団法人岩手県歯科医師会 岩手医科大学附属病院 岩手県保健師長会
教　　育	一般社団法人岩手県私立幼稚園・認定こども園連合会 岩手県小学校長会 岩手県中学校長会
民　　間	特定非営利活動法人もりおかユースポート 一般社団法人ふたば
司　　法	岩手弁護士会
学識経験者	国立大学法人岩手大学教育学部
行　　政	岩手県教育委員会事務局 岩手県警察本部 岩手県福祉総合相談センター 岩手県一関児童相談所 岩手県宮古児童相談所 岩手県保健福祉部

児童虐待防止アクションプラン（2026～2030）
令和　年　月

＝　発　行　＝

岩手県要保護児童対策地域協議会
岩手県

＝　連絡先　＝

岩手県要保護児童対策地域協議会　調整機関
（岩手県保健福祉部子ども子育て支援室）
〒020-8570　岩手県盛岡市内丸１０－１
Tel：019-629-5457　Fax：019-629-5464
Mail:AD0007-4@pref.iwate.jp